

## 平成29年川俣町議会第2回定例会会議録

平成29年川俣町議会第2回定例会は、3月14日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 村上源吉君	3番 菅野清一君
4番 斎藤博美君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 高橋真一郎君	12番 高橋道也君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	佐藤金正君	副町長	伊藤智樹君
会計管理者兼会計室長	高野誠市君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤修一君	町民税務課長	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	産業課長	寺島喜美夫君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
教育長	神田紀君	教育次長兼学校教育課長	増賀喜芳君
子育て支援課長	佐藤真寿夫君	生涯学習課長	山口功君
農業委員会会長	鳴原秀雄君	代表監査委員	斎藤庸夫君
総務課長補佐	佐藤義則君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大内彰	書記	長岡健一
		書記	菅野春華

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名  
一般質問

◎開議の宣告

○議長（高橋道也君） ただいまの出席議員は、11人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、6番議員 新関善三君、7番議員 黒沢敏雄君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第2，これより一般質問を行います。一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔、要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。

1番議員 高橋清美君の登壇を求めます。高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 皆さん、おはようございます。1番 高橋清美でございます。

初めに、佐藤町長には、2月26日の町長選挙におきまして当選されましたこと、まことにおめでとうございます。夢と希望のある社会の実現、町民総参加のまちづくりのため活躍されることをご期待申し上げます。

また、同時に行われました議会議員補欠選挙で当選されました村上議員、まことにおめでとうございます。

福島第一原子力発電所の事故から6年が経過をいたしました。まだ避難を余儀なくされている方々に改めてお見舞いを申し上げる次第であります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目、選挙公約の取り組みについてであります。町長のピラを拝見いたしました。七つの取り組みが記載をしてありました。直接町長の演説は聞いていませんでしたので、これからどのように実現のため取り組んでいくか伺いたしたいと思います。

(1) 子育て支援策の強化、(2) 医療、介護福祉政策の充実、(3) 健康長寿施策の推進、(4) 未来を担う人づくり、(5) 復興政策の拡充と強化、(6) 農商工業の持続振興対策、(7) 観光と交流人口増加への取り組み、以上7点について伺います。

2点目、川俣高校の定員割れの対策は、であります。Ⅱ期選抜志願者数が発表になり、ことしも定員割れとなっております。Ⅱ期選抜試験は今日8日に終了し、本日合格発表となっております。Ⅲ期募集は15日、16日受け付けとなっております、町長としてどのように対応・対策していくのか伺います。

3点目、西部工業団地の企業誘致の取り組みであります。町長の公約の中に、西部工業団地の企業誘致については、特にピラには記載されておりました。今後、町長として企業誘致をどのように取り組んでいくのか伺います。

以上3点について質問をいたします。答弁につきましては詳しく丁寧をお願いしたいと思います。答弁時間が長くなっても差し支えございませんので、よろしく願いをし、私の質問とさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤金正君） 1番 高橋清美議員の質問に答弁をいたします。

初めに、選挙公約の取り組みについてであります。これは、私の町長選挙に当たり、夢と希望のある社会の実現に向け取り組むべきとした七つの施策を書いたものであります。

その第1は、子育て支援策の強化につきましてであります。このことについては、平成26年度に策定した川俣町子ども・子育て支援事業計画書の実現を目指すこととし、特に、出生数が減少している中で保育園の入園者数は増加傾向にあることから、教育、保育の一体的な提供を行う認定こども園の設置は急務であると考えました。早期に具体的な内容等について検討を進め、多様化する保護者のニーズに応えてまいりたいと考えております。また、放課後における安全な遊びの場の提供や生活指導を実施する放課後児童クラブ、いわゆるわいわいクラブ、さらにまた地域の方々との交流活動や学習を実施する放課後子ども教室、いわゆるたのしい教室等を継続するとともに、今後は両事業を一体的に実施できる環境整備に向けて検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、二つ目の医療、介護福祉政策の充実につきましては、子どもの医療費無料化を継続するとともに、国民健康保険制度の安定的な運営を図るなど、川俣町の医療・福祉のさらなる充実に努めてまいります。また、誰もが障害の有無に関係なく安心して暮らすことのできるまちづくりを進め、通所授産施設等の設備整備などに向けた支援について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、健康長寿施策の推進につきましては、高齢になっても、仕事やボランティア、趣味などの社会参加、社会貢献活動を続けていくことは、高齢者の生きがいと健康の増進につながることから、元気な高齢者の活動や老人クラブの取り組みを応援してまいりたいと考えています。また、ご高齢の方々の健康診査や健康づくり施策の充実により、介護予防及び認知症予防に努めるとともに、訪問介護サービスの拡充等を推進しながら、お一人でお住まいの高齢者のための支援体制の強化等々にも努めてまいりたいと考えています。

次に、四つ目の未来を担う人づくりにつきましては、本町の持続的な発展を図っていく上で最も重要な取り組みであります。子どもたち一人一人が持つ多様な個性や能力を伸ばしていくことが重要であると考えております。こうした認識のもと、引き続き、学校、家庭及び地域社会との連携強化による教育力の向上に取り組むとともに、地域の特性等を生かした特色ある教育環境の整備を図り、また、川俣高等学校の継続と活性化に努めるなど、川俣町の未来を築く気概あふれる人づくりを積極的に進めてまいりたいと考えています。

次に、五つ目の復興政策の拡充と強化についてであります。山木屋地区の避難指示は今年3月31日をもって解除となりますが、住民の皆様が少しでも安心して帰還できるよう、国や県とも密に連携し、補助制度などを積極的に活用しながら、営農再開を初め、生活の再建、自立に向けた取り組みを拡充してまいります。また、放射性物質

に汚染された廃棄物については、中間貯蔵施設へ早期に搬出できるよう国へ強く働きかけるとともに、山木屋地内における国道114号線の通行どめ措置について早期の解除を求めてまいります。

次に、6項目めの農商工業の持続振興策につきましては、農業は本町の基幹産業でもあることから、山木屋地区の農地や農業のあり方も含め十分に考慮し、担い手の支援や特色ある産地づくり、6次産業化の進展等も目指してまいりたいと考えています。また、商工業においては、川俣町商工会等との連携を強化しながら、国や県の補助事業等の活用をさらに積極的に支援するなど、事業者とともに経営課題の解決に取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、7項目めの観光と交流人口への増加の取り組みにつきましては、町を代表する特産品である川俣シャモやシルク製品等を活用しながら、新たな商品開発への取り組みなどを推進するほか、年間約30万人が訪れる道の駅かわまたにつきましても、今月までに策定する活性化基本計画を踏まえ、来年度以降、施設改修事業等を計画的に実施していく考えであります。さらに、今年度、県北5市町とともに、観光パンフレットの作成や、風評の払拭等に向けたモニターツアーを実施したところであり、引き続き広域連携をさらに積極的に深めながら、交流人口の増加に努めてまいります。

以上、質問をいただきました私の取り組みの7項目に対する方針を述べさせていただきましたが、山木屋地区は今月31日をもって避難指示が解除されるものの、生活再建にかかわるさまざまな課題が山積しております。また、川俣町全体においても、少子高齢化が急激に進化し、福祉や地域社会そのもののあり方が問われるなど、今このときが、ふるさとを後世に残していくための大変重要な時期であると認識しております。私は、全身全霊をもって、さらなる復興の推進と、若者が夢と希望を持つことができる社会の実現を目指して町政に取り組んでまいりたい決意であります。

次に、2点目の川俣高校の定員割れの対策は、Ⅱ期選抜志願者数が発表になったが、今年も定員割れをしているが、町長としてどのように対応していくのかという質問に答弁をさせていただきます。

福島県教育委員会は、去る2月22日、県立高校全日制Ⅱ期選抜志願者数を発表いたしました。その結果、本町に設置されております県立川俣高等学校の志願者数は、平成28年度に引き続き定員に満たない結果となったことはご承知のとおりであります。この要因は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、近隣市町村の多くの子どもたちが他の市町村に避難していることに加え、著しい少子化の進行によるものと考えております。本町といたしましては、これらの課題を解決するため、県教育委員会に対し、川俣高等学校の特色ある教育の推進や魅力ある学校経営の推進について強く要望してきたところであり、加えて、本町の小中学生による川俣高校体験訪問や、合同ふれあい事業等を通して、志願者増に向けた努力を継続してきたところであります。今後とも町独自の支援の拡充に努め、川俣高等学校の発展に寄与してまいりたいと考えています。

次に、3点目の西部工業団地の企業誘致の取り組みについてでありますけれども、

町長として今後の企業誘致をどう取り組んでいくのかという質問がありました。西部工業団地につきましては、ご承知のとおり、昨年12月にミツフジ株式会社と企業立地協定を締結し、1区画2.4ヘクタールについて工場立地が決定いたしております。残る2区画5.3ヘクタールにつきましても、昨年8月に実施した工場立地に関するアンケート調査の中で、西部工業団地に関心があると回答された4社に対し誘致活動を行っております。そのうち2社については、現在、工場立地の可能性についてご検討をいただいております。その他、電話により問い合わせのあった企業、あるいは県主催の工業団地視察ツアーに参加された企業等に対し、適宜現地案内を行うとともに、企業立地セミナー等へも積極的に参加をし、西部工業団地の優位性について周知を図っているところであります。

一方、当町を含め福島県内では労働力不足が大きな課題となっていることから、町では、企業誘致に当たっての条件としていた地元新規雇用の最低人数の引き下げを行うとともに、誘致を図る業種においても製造業中心から業種を拡大するなど、魅力ある企業の立地実現に向け柔軟に対応していく考えであります。さらに、将来にわたり町民が安心して働くことができるよう、誘致企業に加え、既存企業の雇用確保等の支援にも配慮しながら、引き続き企業誘致に力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 再質問させていただきます。

最初に選挙公約についてであります。本定例会の冒頭に、町長提案要旨の説明の中で公約の取り組みについてはほとんど触れていなかったというのが残念でありますが、その中で、今も答弁にありましたが、山木屋地区についてさまざまな課題が山積みしていると、そのほかにもさまざまなことに積極的にチャレンジしていくということをおっしゃっておりますが、その具体的にさまざまな課題とはどういう課題であるか、答弁願いたいと思います。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 高橋議員の再質問に答弁をさせていただきます。

山木屋地域におけるさまざまな課題と申しますのは、いわば今年3月31日、避難指示が解除されることになりました。しかしながら、いろんなアンケート等をとった段階におきましても、まだ帰還することを決めていらっしゃらない、長期的には帰りたい、あるいは帰ることは困難だという方向づけを決心された方々、三者三様であります。そしてそのパーセンテージについても、前々回の調査、前回の調査等を含めて、現実にその自宅を設けられた方々、あるいはお父さん、お母さんは帰るけど、若い世代については今住まいの地域の中で住居を確保されたり、あるいは学校に進学をしたり、あるいは新たな職業につかれた方々もございます。そしてこの6年間の避難期間によって住宅を壊さざるを得なかった人、あるいは今までのなりわいが再開することは極めて困難な人、そういった環境要因もございます。そして、商業関連につきましては、そこにいらっしゃる、あるいは訪問される消費人口も極めて低迷するとい

ますか、一定程度の見込みをつかめない状況にもあると認識をいたしております。そして、次の世代を担う教育関連施策についても本議会に提案をいたしておりますけれども、再開は目指しているものの、それぞれのお子さんをお持ちのお母さん方の不安でありますとか、これからの対応については多くの課題を抱えている。

そういったもろもろの状況、そして現実に80ヘクタールの土地の中に約62万袋の除染物質が山積みをされております。その仮置き場というのは、いわば114号線の大変基幹道路の沿線沿いが大半であります。そういう環境要因からしたときに、その地域のなりわいを初めとする生活空間あるいは山林等のモデルの除染の取り組みは始めたものの、山林の除染についても住民の方々にとっては不安要因であることも認識をいたしております。そういう数多くの多面的な課題を捉えて、私はさまざまな課題があるというように申し上げました。そういうものへ、どのように一つ一つ住民のニーズと現実にできる取り組みを調整しながら前に進める施策を講じるかということを含めて、多くの課題に取り組んでいかなければならないという思いを申し上げました。

以上でございます。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 今の町長の答弁を、その、本定例会の冒頭にですね、そういうこまい話をしていただければ、本当にありがたかったと思います。

それで、認定こども園なんですが、町長としてどういった内容にしていくか、今、考えがございましたら、お願いをしたいと思います。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 高橋議員の認定こども園について、私の考えを述べさせていただきます。

認定こども園については、いわば国が、幼稚園は文部科学省、保育園については厚生労働省という二つの省庁がそれぞれ進めてきた、いわば子育てと教育にかかわる柱立てでありましたが、しかし現場、住民の方々の若いお父さん、お母さんにとっては、保育も幼児教育もいわばその相共通する連携すべき課題だという認識の声、あるいはさまざまな社会変化等々も含めて、それを二つのいいところを一つにまとめながら、より効率的に子育て支援対策に対応する施策の総称として認定こども園制度というのがつくられ、今もう既に数多くの市町村の中で取り組みも始められてまいりました。本町においても、その計画は持っていることは承知をいたしております。この計画をやはり一日も早く達成できるようにしたいと、しなければならぬと考えております。ただ、そのためには、後ほど専門であります教育長さんから答弁いただければありがたいんですが、その学校の統廃合、あるいは幼稚園の数を、今の場所でもいいのか、認定こども園をどのような形で、どの場所で、どういう体制でつくるのか等々については、これから緻密にさまざまな分野のご意見もいただきながら方向づけを決定し、取り組んで、執行していかなければならないと思っております。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君）　じゃあ、認定こども園につきましては、早急をお願いをしたいと思います。

子育て支援の関係であります、学校給食につきましては今2分の1を補助しておりますが、無料化は町長としては考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（高橋道也君）　町長。

○町長（佐藤金正君）　学校給食の無料化につきましては、本町で何人かの議員の方々から、そういうニーズが出ていらっしゃる、あるいは町民の方々にもそういう思いを持っていらっしゃることは承知をいたしております。しかし、当然のことながら、そこに財源が伴うものであります。しかしながら現実の段階においては、川俣町が2分の1の学校給食の補助制度をつくられたことは、本県内においては極めて先駆的に積極的に取り組んでいただいた成果だと認識をいたしております。これから、まあ本年、私が就任してまだ半月でありますので、これからの財政の運用状況、あるいは当面優先的に取り組まなければならない課題、そこに必要な財源というものも当然絡んでまいりますので、今この段階で、いつからどのような形で学校給食の無料化に取り組めるかについては、もう少し時間をいただきたい。そのように考えております。

○議長（高橋道也君）　高橋清美君。

○1番（高橋清美君）　じゃあ、無料に向けまして検討をしていただきたいと思います。

子育て支援策の強化であります、奨学資金制度の取り組みについては答弁がなかったんでありますが、町長としてはどういう考えをしているかお伺いいたします。

○議長（高橋道也君）　町長。

○町長（佐藤金正君）　いわば奨学金制度というのが通称言われる表現でありますけれども、川俣町でも独自に奨学金制度を持っております。あるいは今、国においても、経済的に大変なハンデを持っていらっしゃる方々、あるいはさまざまなこう、身体等々ハンディキャップを持っていらっしゃる方々に対して、その学ぶ権利をどう支えて後押しをするかというのは、川俣町という地方自治体にとっても私は重要な課題であると思っております。ただ、本日の段階で奨学金制度をどのように具体的に表現するかについては、いまだ結論には至っておりません。ただ、川俣町としてもそこには前向きに検討する必要があるという思いで私は表現をいたしてきました。

以上です。

○議長（高橋道也君）　高橋清美君。

○1番（高橋清美君）　それで、高齢者介護施設についてであります、介護老人福祉施設等の入所者数、待機者については、町長は把握してございますか。

○議長（高橋道也君）　町長。

○町長（佐藤金正君）　介護施設、まあ介護福祉施設施策等への取り組みでありますけれども、まさに先ほどの答弁でも一部触れておりますけれども、著しい高齢化の現象、今現在、川俣町の高齢化率も37%を超えたと認識をいたしております。しかしながら、そのさまざまな家族形態、あるいはそれぞれの世帯の経済的要因、あるいは介護福祉施設はあるものの介護スタッフの確保に苦慮していらっしゃる施設も現実にかく

さん発生をいたしております。トータルにどういう形でその施設を生かしながら川俣町の高齢福祉施策を安定的に持続するかということが最大の課題だと思っております。

そしてもう一つ私が書きましたのは、国民年金受給者というのが、正式な人数の把握までは、あるいは試算までは至っておりませんが、そういった人たちの年金総受給額は年間約40万円前後というのが国民年金単独受給者であります。で、その人たちが高齢者福祉施設に介護認定をいただいて入るにいたしましても、相当の経済的な負担も発生する。あるいはその経済的な支援をしていただけるであろう家族の形態、所得の状況等々によっても、それらに素直にその施設で全て賄うことは大変経済的圧迫感を持ってらっしゃる方もたくさんいることは事実であります。

そういうことも多面的に判断をしながら、いわば高齢化率の高い、極めて高い川俣町でありますので、川俣町としてどういった部分まで経済的支援をしながら、あるいは高齢者の安心感、あるいは高齢者福祉施設が持続できるような政策まで絡めて、これから鋭意皆さんの意見もいただきながら詰めていかなければならない、大きな課題だと思っております。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 介護施設につきましては、老人介護施設につきましては3か所今のところございます。川俣ホームが待機者が114名、シルクロード館が250名、はなづかについては104名。介護老人保健施設は2か所ありますが、リハビリ南東北川俣が30名、めぐみ様が6名という形になっております。そういったことで、かなりの待機者がおりますので、その辺、解決できるようにお願いをしたいと思います。

それで、その施設等の入所者への経済的支援ということ、まあ若干こまごま話なんですけど、その支援の仕方はどういうふうを考えているか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） まず、経済的支援でありますけれども、先ほどちょっと触れましたように、その当人のいわば年金収入、あるいはその他の収入が幾らおありなのかどうか、あるいは資産はどのような形で持ってらっしゃるのか、あるいはその高齢者を見るべきその家族の方々の経済的な状況等々も勘案しながら、経済的支援という言葉に当てはまる段階に入っていくべきだと考えております。この段階でどういう方に幾ら経済的支援ができるかということ、まだ明白に数字として申し上げられる段階には至っておらないことは、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほどお話がいただきました待機者については、これは複数箇所申し込んでいらっしゃる方が、重複をした待機者数のカウントだというふうに認識をいたしておりますので、そういったニーズがあることはきちり認識しながら、どのような形で、その待機者と言われる人たちが、あ、こういう状況になれば入れるんだ、そういう情報伝達もこれからますます必要なものではなかろうかなと、そのように考えております。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） （3）の健康長寿施策についての推進であります。元気な高齢者の活動や老人クラブへの取り組みを応援してまいるといことで答弁がありました。その応援の仕方についてはどういう考えをしておりますか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） この元気な高齢者活動を応援するというのは、いわば高齢者が元気な、元気高齢者ということ、できるだけほとんどの人に元気高齢者であってほしいと願うのが、これは私1人ではなくて、そのご本人も家族の方々もあるいは町民みんなの願いだと思っております。で、今、川俣町におきましては、老人クラブ連合会、あるいは22ある単位老人クラブというのがあります。そしてその加入者、加入率というのは半分に満たない数字だと思っております。

で、その元気高齢者、元気老人を持続する基本は、やっぱり人と交流すること、外に出ること、人と交流すること、人と会話すること、人から刺激を受けること、あるいは考えること、並行して、文化活動のみならず体を動かすいわば運動活動も、そういった意味での元気高齢者を、元気高齢の状態を維持する大変重要なファクターだと思っておりますので、そういった活動にもっとより多くの人たちが参加していただけるような呼びかけの仕方、あるいは参加を促すためのさまざまな施策というものを、これから老人クラブ等々の役員の方々等の意見も聞きながら、あるいは福祉関連にかかわる人たちの声も聞きながら、そこにいかに声を広げて、ともに連帯感を持って、自分たちも生きている、メンバーとして元気に生きていけるんだという土壌をつくっていかねばならない。そのように考えております。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 高齢者のひとり暮らし、または夫婦のみの世帯が、平成24年です。ありますが53.6%を超えてしまったということですが、町長としてその、高齢者の安否確認も含めたことの意味からですね、その、朝、家庭に出向いてごみの収集なり、そういった考えはございますか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） いわばごみの収集とかその世帯訪問等々について、これからはますますその地域の中でどういう共存観、連帯感、支え合い、いわばトータルに、この震災以降特に言われたきずなという精神論まで含めて、いわば今、行政区単位に、あるいは自治会をつくっていただいたり、あるいは社会団体として婦人会の方々でありますとかいろんなグループの人たちに訪問活動等々もお願いをしている現実があります。そういった方々への極度な負担を強いるということは厳しい面もございませけれども、そういった方々の熱い思いを尊重しながら、より一層その独居老人、とりわけ独居老人のお宅への状況確認といいますか、そういう分野については、これからどういう形がよりいいのか、今、あるいはその民生委員の方々とか、いろいろお願いしている役割を受けていただいている方々の意見も聞きながら、詰めていくべき課題だと思っております。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

- 1番（高橋清美君） 前にですね、道路交通法が改正になっております。それで、65歳以上の免許を持っている方が、返納している方が約2%という話を聞いておりますが、ある町ではその免許を返納した方に対し、タクシー券の補助とかをしている町村があるんですが、町長としてはそういう考えは持っておりますか。
- 議長（高橋道也君） 町長。
- 町長（佐藤金正君） 議員がおっしゃる、そういう事例がもう誕生していることは承知をいたしております。ただ、私どもの町でそれが即応用できるのかどうかについては、これからさまざまな角度の意見も聞きながら、検討に値するかどうかも含めて対応しなければならぬと思っております。今の段階で明白な答弁を至るような状況の判断と方向づけは、決定いたしておりません。
- 議長（高橋道也君） 高橋清美君。
- 1番（高橋清美君） かなりの町村でやっておりますので、そういったことは検討していただきたいと思っております。
- あと（5）番であります、山木屋地区の避難解除が今月の31日をもって解除となります。それが復興の始まりだということになっておりますが、帰還した方々に対してですね、まあ、すぐではないと思っておりますが、何か月か過ぎてから、そういった方、帰還した方々に、今まで住んでいてどういうことが不便があるのか、そういうことは聞く考えはございますか。
- 議長（高橋道也君） 町長。
- 町長（佐藤金正君） 帰還後の住民の方々がどう感じられて、あるいは何が解決せねばならないか、あるいはそのさらに帰還者を向上させていく、ふえるような施策をどう展開するか等々については、当然のことながらさまざまな角度でいろんなご意見をいただく、いわばこれを、相談事業として、しっかり一定程度のマニュアルもつくりながら、定期的にしっかり対応できるようにすることは、私としては最優先の課題だと思っております。
- 議長（高橋道也君） 高橋清美君。
- 1番（高橋清美君） それで、（7）番であります、川俣の道の駅、道の駅かわまたであります、再整備ということであつておりますが、町長としては現在どのように考えておりますか。
- 議長（高橋道也君） 町長。
- 町長（佐藤金正君） 道の駅は約30万人の方々に訪問をいただいております。しかしながら、もう既につくられて、本県においては2番目にできたわけでありましてけれども、二十数年の歳月がたって、その後で直売所等もつくられて、いわば物産館を訪れた人たちが、そこから特産品とか地場産の物を、野菜とか、直売所のほうに行こうとしたときに、本日のような天気であれば、傘を差してまた移動しなければならないという、そういう立地の状況もあります。そして、食べ物を食べたいと考えられる訪問者の方々からは、今2階にあるそば屋さんが、一定程度の制限のある食数の中で今までは展開をしてきました。しかし、あそこに訪問なされる方が、食べ物は

もっとあったほうがいい、あるいはメニューももう少し多いほうがいいという声もいただいていることは承知をいたしております。

そしてもう一つ、連携をしておりますおりもの展示館あるいは体験館等々のあり方、今は織物同業会の事務局にもそこに入っていたいただきながらお手伝いをしていただいております。あるいは駐車場のスペースだとか、その出入り口の、出口ゾーンの距離が短いがゆえに、信号待ちと、中に入ってくる人たちの、こう、すれ違うゾーンの狭隘さ等々も課題だと思っております。

そういったものをより具体的に緻密に計画的に、どういう段階まで整備をするのかというのは、今いろんな意見を聞いてまいりました。そういった意見を、今月、一定程度方向づけを整理しながら、あるいはそこに着手するに当たっては、当然のことながら計画をつくって、あと実施の時期と財源の担保をつくらなければなりませんので、今、本日の段階において、より具体的にここまで申し上げるという状況には至っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、ご意見等については積極的に事務方にいただければありがたいと思っております。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 道の駅につきましては、現在からりこ館は土を取ったままになっておりますので、景観等もあんまよくないということもありますので、ぜひ早目をお願いをしたいと思います。

川高についてであります、町長は県会議員として14年ほどやっておりますが、県会議員として実現した政策ということで4点ほど挙げておりますが、川俣高校については、県議として県や県の教育委員会に要望等、質疑等をしたことはございますか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 本日、私の職責は町長でありますので、県議時代には、川俣高校は現実に私のふるさと、そしてこの川俣の川俣高校として110年の歴史と伝統を持って、約2万人に上る人材の育成をし、その人たちが我が国を初め海外においても大変な活躍をいたしていることは十分承知をしておりました。そして、毎年入学式も卒業式も、あるいは大きなイベントがあるたびに、あるいはあのグラウンドでさまざまなスポーツ活動があるたびに、川俣高校も訪問しておりました。

そしてもう一つは、部活としてウエイトリフティング競技等々においては全国を制覇する選手も数多く輩出をしておりました。私がかかわっておりますフェンシング競技におきましても、川俣高校の子どもたちが今まで既にジュニアクラスの世界選手権にも14人の方が出場して、そのすばらしい成績も残しておりました。

そういう積み重ねと接点も数多くありましたし、川俣高校がこれからも活気を持って持続できるような高校であるべきというのは、折につけて県の教育長らとは幾度となくお話し合いをし、あるいはさまざまな要望活動もし、特に直近では機械科のすぐれた金属加工施設等々の確保についても相当の金額の予算を確保し、設置をしていただきました。それらも含めて、地元のマテリアル研究会の方々ともいろんな交流活動や、それからそういった産業の推進にもお力をいただいていたことも十分承知をして

おります。

あわせて、まあ、要はこれからどうするんだということだと思っておりますけれども、これからあの高校が私たちのふるさとのシンボルとして、あるいは次代を担う子どもたちが輝ける成長のステージの場所として、きっちりつながるように、さまざまな角度から応援をしていかなければならないし、町長として、そこは大きな政策の柱だとして、私もリーフレットに川俣高校の持続と活性化というものを書きました。

過日、川俣町はこの震災によって近畿大学からたくさんの応援もいただきました。近畿大学はご存じのように全国一、今年度も全国一のその入学者を抱える日本一の学校であります。川俣町の町民ともたくさんの交流もしていただいたり、さまざまな政策提言、産業振興、そういったものに、あるいは町民の健康の維持等々にもご理解をいただいてきて、これからもお力をいただけるようなお話もありましたので、私も選挙の直前でありましたけれども、旧理事長でありました世耕弘成経済産業大臣とも直接お会いをしながら、近畿大学の人づくりの理念あるいは特色ある教育の中身を、川俣高校の未来に向けて、一緒に共有させていただいたりご指導いただけることをお願いしたいという申し入れをしましたところ、過日、近畿大学から、できるだけの支援をしたいというお話も賜りました。ただ、具体的にいつからどのように動き出すかについては、これからの協議によってつくるべきものと考えております。

以上です。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 今の町長の答弁の中で、110周年ということをやっておりますが、110周年は、来年、平成30年になるかと思いますが、それで、町長としてその110年に、まあ、記念というか、その辺に対して何か町としてアクション何か起こす考えはございますか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 川俣高校の110周年記念、来年その記念の事業、セレモニーを持たれるということはお話を聞いております。で、基本的には川俣高等学校と川俣高等学校の同窓会がリーダーシップを発揮すべきものだと思っております。しかし、立地町村としての川俣町は、できるだけ前向きにその彼らの考え方、行動の起こし方については一緒になって、川俣高校の活力と川俣高校の持続、そして川俣町の高校のシンボルでありますので、そこには情熱を傾けるべきものだと認識をいたしておりますが、具体的に今どのような形にするのかについては、これから同窓会の方々、110周年記念の実行委員会の方々とお話し合いをしていきたいと思っております。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 平成27年の2月の685号、広報であります、ここで、あの、これをちょっとコピーしたんですが、川俣高校に入学しようということで、広報紙に出しているんですね。これ、4ページにわたって出しております。で、こういったPRをしていけば川俣高校に入る方がふえるんじゃないかと思うんですが、こういったことでまた広報に出す考えはございますか。

○議長（高橋道也君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

高橋……斎藤博美……（発言する者あり）

高橋清美議員におかれましては、昨年度よりですね、川俣高等学校の定員割れにつきまして、あるいはまた学級減につきまして等、大変ご心配をいただいております。教育委員会といたしましてもこの問題に積極的に取り組んでまいったところがございます。ただいまPRの広報紙のことが紹介されましたけれども、博美、清美議員のその川高の定員増に対する熱い思いを受けまして、教育委員会でもさまざまな施策を講じてきたところがございます。

で、この広報紙のほかに、川俣高等学校と協議をいたしまして、本年度、いわゆる平成28年度から、川俣町ホームページに川俣高校の活動状況について年2回掲載をいたしております。来年度は月に1回ということで、過日、校長と協議をし、ご協力をいただくことといたしたところがございます。

この際も、議員にお知らせしておきますが、この議員のご質問によりまして教育委員会も随分動きまして、おかげさまでですね、昨年度よりはいわゆる他市町村からの希望者が増加したと。それから人員も去年と比べまして10名ほど志願者がふえていると。このようにですね、山木屋の帰還、あるいはまた飯舘村の帰還がこれから進みますので、今後、明るい方向に行くのではないかと、そういうことも含めて教育委員会として議員の負託に応えられるように努力をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） ホームページは、まあ、確かにいいんでありますが、広報紙もですね、皆さんの目にとまるということで、ぜひお願いをしたいと思います。

ある町ではですね、高校に通う生徒に対して町で補助をしている町村があります。例えばあの金山町、川口高校がありますけれども、その中で、寮生をとったりですね、いろんなことで補助をしております。あと北海道で言えば、音威子府村という村があるんですが、これは村立の美術工芸高等学校を立ち上げて、これは、その村、人口はそんなにいないんですが、110名ほど村以外の生徒が来ているということで、何かやっぱり魅力ある高校づくり、金山で言えば福祉、あと今、北海道については美術工芸ということで、特殊な科目だということであります。で、川俣においては、町長はフェンシングの県の会長もやっておりますし、そういったスポーツ関係の学校ということで、そういった考えはございますか。

○議長（高橋道也君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 高橋議員のご質問にご答弁申し上げます。

私も川口高等学校あるいは只見高等学校の特色ある高等学校募集については十分に研究をしてきたところがございますが、しかしながら本県の二つの高等学校については、決して成功している状況ではない。いわゆる子どもたちの中で、都会に住むことにあまり興味を持たない、自然の中で学校生活を送らせたいという保護者の希望、あ

るいはどうしてもその都市部の仲間とうまくいかない、いわゆる学級の中でいじめに遭うと。そういう子どもたちが中心となって、いわゆる川口高校、只見高校に入っている事例が報告されております。で、そういう中で、高等学校においては生徒指導が非常に困難だという反省点も指摘されておりますので、今、議員お質しのフェンシング競技等を含めた、特色あるその競技等の興味を持った生徒たちを集める方策について今後は研究してまいりたい、このように思っております。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） それで、西部工業団地であります、町長が就任してから、まあ、1か月はまだたっておりませんが、西部工業団地をごらんになりましたか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） この前セレモニーがあったときも参加をいたしましたし、幾度か現地は見させてもらっております。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 町長は答弁の中で、ミツフジさんということ、会社を言っておりますが、就任してからミツフジさんとは話はしてございますか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 今月末に会社の社長さんが私と面談をすることのスケジュールを今調整をいたしているところであります。私としても直接お会いしながら、できるだけミツフジの考え方が実行されて、いわば川俣町の工業団地のシンボル地のようなになれるような対応と一緒に考えていくべきだと考えております。あわせて、会社が今開発に余念を持っております健康に結びつくような産業というものが、福島県としても大変後押しをしている分野の産業であります。医療関連の産業は、今、全国で2番目の生産高を持っている福島県の工業の位置づけもありますので、何らかの形でそういった分野との連携も深めて、しっかりした工場になれるように、今度、社長さんが来られたときには真摯に会話を続けていきたいと思っております。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） また、町の広報紙であります、昨年11月に西部工業団地について掲載がございましたが、それ以降はまだ載ってないんですね。で、今回、ミツフジさんが決まったということで、その3区画のうち1区画、この一番手前だと思っておりますが、そういったことをやっぱり広報に載せてですね、もっとPRすべきと思いますが、広報に載せる考えは、町長としてはございますか。

○議会事務局長（大内 彰君） 高橋議員、残り5分です。

○議長（高橋道也君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

広報紙の掲載の関係でございますが、ミツフジとの企業立地協定したときの記事につきましては、広報紙のほうに掲載はさせていただきました。で、団地そのものがありますが、議員お質しのとおり11月号に掲載した後はしてございません。ミツフジの件につきましても団地の件につきましても、広報紙の掲載ということでもありますの

で、前にも答弁したと思いますが、広報紙の掲載のほうには考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 町長としてはどう考えておりますか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 広報紙はできるだけリアルな情報を町民の方々にお届けするという、発刊をする狙いがあると思っております。で、いろんな意味で、いい材料、あと目指すべき方向性にかかわるような記事をこれからも積極的に書くべきだと思っております。ただ、今、本町の広報紙を編集しております総務課でありますけれども、大変全国的にもその高い感性を持って、いろんなアイデアを駆使しながら広報紙をつくっていただいておりますことには、私は誇りを感じておりますし、高橋議員がおっしゃるような町民が知るべき課題等々については、これからも積極的に書いていただくように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋道也君） 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 最後になりますが、西部工業団地に関心があると回答された4社があると聞いておりますが、これについては、ぜひですね、誘致活動を行っていただいて、ぜひ川俣町に来るように、町長自ら4社に行ってお願いをするというので、質問を終わりたいと思っております。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（午前10時58分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 再開します。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 3番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○3番（菅野清一君） 3番 菅野清一であります。私は本定例会に当たり、佐藤町政の基本的姿勢について、その真意を問うものであります。

あの原発事故から6年が経過する中、復興という2文字だけが叫ばれているものの、我々被害者にとってはその実感は全くないのが現状であります。あのふるさとの原風景を一変させるほど、4兆円も投入された除染事業、住民が帰還できない避難地区に、インフラ整備を名目とした大型公共事業に32兆円もの復興予算が投入され、ゼネコンだけが史上空前の利益と言われております。まさに除染は打ち出の小づちそのものであり、あのふるさとそのものの光景はまさにつわものどもの夢の跡そのものであります。

一方、原発事故被害者は、補償、賠償も減収分だけの賠償や、固定資産税評価を基準とした賠償制など、決して被害者の立場に立ったものではなく、まだまだ被害の救

済が進んでいないのが現実であり、しかも被害者救済のために設置されたADR（裁判外紛争解決手続）も、和解案も提示されても、加害者である東京電力が支払いを拒否する案件が続出すると。まさに被害者置き去りの復興事業や政策が推し進められているのが現実であります。

このような中、次々と避難地区の解除が進められていますが、既に避難解除になった市町村の帰還率を見れば、国や行政の帰還政策と被害住民との意識の乖離は明白であります。具体的に言うなれば、除染事業一つをとっても、山木屋地区だけ450億円もの投資がされましたが、62万袋という除染廃棄物だけが農地に置かれたままで、除染後も年間被ばく線量1ミリシーベルトを超える場所が2,000か所以上もあるばかりか、その搬出のめども立たず、営農再開どころの話ではありません。

事業再開を前提とした官民合同チームによる聞き取り調査も、その支援事業となる事業所は1割にも満たない状況であり、国の言う被災者に寄り添った支援策とはほど遠い状況にあるのが現実であります。

除染の最大の目標である健康被害対策にしても、福島県の発表によると2月末で185人の甲状腺患者が確認されました。県民健康調査検討委員会では、いまだに原発事故が原因とは考えにくいと言っているありさまです。だとしたら、津波が原因ですかと聞きたいものであります。これは、これまで24回にもわたり準備会という秘密会をしながら検討委員会を開催していたという歴史的事実を見れば、この検討委員会が全く県民から信頼されていないことは、県民調査票の回収率の極端な低さから見ても明白であります。

特に2012年12月25日に福島県とIAEA（国際原子力機関）との覚書書にその内容を読み取ることができます。その中の第8、情報の普及という項目に、両当事者は他方の当事者によって秘密として指定された情報の秘密性を保持すると明記されています。最初から情報が公開されないことが条件となっているのであります。全て原発事故に起因したと思われる健康被害はこのように隠蔽され、正しい情報は出てこない仕組みがつけられてきたのであります。

県によると、86件中65件にも及びSPEEDIのデータ消滅、隠蔽、モニタリングポストの意図的な数値操作など、まさに原発事故に関しては最初から隠蔽、捏造、データ隠しがまかり通っていることは歴史上ないのではないかとされておりま。幾ら除染をしても年間被ばく線量が1ミリシーベルトを超える箇所が幾らあろうとも、避難解除だけは進める。

一方で、原発の状況は、日々汚染水対策に追われ、ただただ毎日水くみをしているのが実態であります。プラントの敷地内はコンクリートで固められましたので、事故当時よりは線量は大幅に下がっていますが、1号機から4号機の建屋付近は依然として高濃度汚染のため人が近づけず、燃料デブリ調査のため2号機のペデスタルルームに投入したロボットでさえ帰還できない状況であります。しかもその線量数値が650シーベルトを超えるものと確認されています。

特に問題なのが3号機であります。3号機は2010年10月よりプルサーマル運

転が、営業運転が開始され、その中に32本のプルトニウム入りのMOX燃料が燃やされておりました。プルサーマル用のMOX燃料は通常の酸化ウラン燃料より爆発量が330倍あり、猛毒性も高く、自らの崩壊熱が下がるまで500年以上かかると言われています。まさにその桁違いの燃料棒が使われており、それが燃料デブリとなっているのであります。

国や東電は廃炉計画などとは言っていますが、この計画そのものがまさに高速増殖炉もんじゅと同じく夢のまた夢という結果になることは明らかであります。このようなことから、人間が制御できないものに人間は手を出してはならないということを原発事故が事実をもって示したのであります。

これまで歴史上例を見ない大事故を引き起こしながら、東電の幹部も原子力行政に関し何の管理能力もなく、無節操に原発政策を進めてきた国も、何ら刑事責任は問われていないことは重大な問題であります。なぜ一方的に被害者だけが泣き寝入りをしなければならないのか。まさに今、司法・立法・行政の三権分立のあり方が大きく問われているのであります。

強制避難によってふるさとと仕事を奪われ、志半ばでよみの国へ旅立った人たち、将来に絶望し自ら命を絶った人たち、長期化する避難生活で帰還を諦める人たち、子どもや家族の健康を守るため自主避難を余儀なくされた人たち、避難したくても健康被害におびえながら我慢を強いられる人たち、これら全ての人たちに十分な補償、賠償もせず、ただ言葉だけ被害者に寄り添うという原子力加害者たち、私はこの連中に大きな怒りと激しい怒りを覚えるものであります。必ずや歴史的糾弾を受けるべきであり、断罪を受けるべきであると私は確信するものであります。

国は自らが決めた年間被ばく線量1ミリシーベルト論を棚上げにし、放射能労働者が線量となっている20ミリシーベルト論を安全論にぶち上げ、避難解除や賠償を打ち切る政策を推し進めていることは、国際的にも人権問題として捉えられており、このことが住民同士や家族、兄弟、夫婦、そして避難区域の線引きによって大きな差別と分断を引き起こしているのであります。まさに今、川俣町は基礎自治体の進化と地方自治の本旨が問われている時期であります。

私はそのような観点から、避難区域や区域外を問わず、原発事故の被害を受けた町として、次の大きく2点、細部5件について当局の真意を質すものであります。

1点目として、町長の町政執行に当たっての基本的姿勢についてであります。

(1) 今後4年間の最大の政治課題、行政課題は何だと考えているのか。またその方針と対策についてであります。(2) 番目、その解決方法として、二元代表制をとっている川俣町議会とはどのような関係を構築して考えるという考えなのか。

で、大きな2番として、避難解除以降の具体的対策についてであります。(1) 残された復興・創生期間に何を構築していくのか。(2) 営農再開、賠償、生活再建など、3月31、避難解除以降の具体的体制は万全にできているのか。(3) 区域外避難者の支援や損害賠償、営業補償などの、さまざまな団体があるが、町としてのその支援対策はどのようなになっているのか。

以上を質問とします。

○議長（高橋道也君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤金正君） 3番 菅野清一議員の質問に答弁いたします。

初めに、町政執行に当たっての基本的姿勢についてであります。私は、これまで川俣町が進めてきた第5次振興計画、第2次復興計画、そして、まち・ひと・しごと創生総合戦略等のそれぞれの計画に基づき、「みんなでつくる元気いっぱい、笑顔いっぱいのまち、かわまた」を目指し、町職員と一体となって町民の負託に応え、住みやすさを実感していただけるような持続可能な地域社会づくりを基本姿勢として、町政に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

その中で、（1）今後4年間の最大の政治課題とその対策、方針はについてのご質問でございますが、提案要旨の説明の際にも触れさせていただいたとおり、あるいはまた先ほど高橋清美議員の質問にもお答えさせていただきましたとおり、これまで町では、震災からの復興とさらなる発展を目指し、さまざまな施策を行ってまいりましたが、いまだ自然豊かであったかつての川俣町の姿を取り戻したとは言えない状況にあります。山木屋地区については、今月31日をもって避難指示が解除されるものの、地区の皆様のご生活にかかわるさまざまな課題が山積しているのが現状であります。一つ一つ問題を解決していかなければなりません。

また、この間、少子高齢化が急激に進行し、福祉や地域社会そのもののあり方が問われており、まさに今このときが町にとってふるさとを後世につないでいくための重要な時期であると考えます。そこで、私はこの町長選挙中に今後の町政への取り組みについて、一つ目が子育て支援対策の強化、二つ目が医療、介護福祉政策の充実、三つ目は健康長寿社会の推進、そして四つ目が未来を担う人づくり、五つ目は復興政策の拡充と強化、六つ目は農商工業の持続振興対策、そして七つ目として観光と交流人口増加への取り組み、これら7項目を町政の基本的な重要方針と私は決めました。これらの実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（2）の議会とはどのような関係を構築していくのかについての質問でございますが、私はこれまで自民党県連の役員等も歴任してまいりましたが、これからは町長として、一党一派に偏らない、町民が主役のまちづくり、とりわけ町民党としての行動を進めてまいりたいと考えております。町と議会はいわゆる車の両輪に例えられますが、まさに私自身そのような関係を構築したいと考えております。議員の皆様方とは相互理解を深め、良好な関係のもとに、提案者と議決権者等の基本的な立ち位置をしっかりと守りながら、これからの方向づけについて町の執行政策の方針づくりを築き上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の避難指示解除後の具体的な対策はの、残された復興・創生期間に何を構築していくのかについてのご質問でございますが、本町の復興は避難指示解除後のこれからは本番と考えております。山木屋地区の復興を契機として、希望や豊かさが感じられる川俣町への発展へとつなげてまいりたいと思っております。原発事故という特殊な災害からの復興においては、もとに戻すという考え方のみならず、避難区域

がさまざまな新しいものや新しい考えを取り入れながら、さらなる発展を目指して生まれ変わることも視野に入れていかなければならないと考えます。

その方策として、原子力災害現地対策本部長との約束である円卓会議において、山木屋地区の今後の課題解決や振興について議論を深め、しっかりと国の支援を求めてまいります。そのため、今月2日には町内全域から若い世代を中心に20名を超える方々にご参集をいただき、山木屋地区や本町全体について大いに話し合う場、円卓会議ワーキンググループをスタートさせました。1回目の会議にもかかわらず、スポーツ少年団の交流の場としての山木屋にスポーツ広場の整備をしてはどうかとか、また、珍しい野菜の栽培と加工場の整備によって新しい名産品を開発してはどうかとか、あるいは山木屋の観光地化を進めてはどうかなどなど、さまざまなご提案をいただいております。私も、観光と交流人口増加への取り組みは、さきに答弁させていただきましたとおり、本町発展にとって大変重要な政策だと考えており、今後も関連なご意見をご提案いただき、それらを取りまとめながら、山木屋地区だけでなく本町全体の復興から発展につなげられるよう、国に強く要望してまいりたいと考えています。

次に、営農再開、賠償、生活再建などの具体的対策は万全かについての質問ですが、営農再開につきましては、昨年12月、山木屋地区の農家の皆様に意向調査をいたしましたところ、回答者の6割の方が、ほぼ全ての農地の管理を組合に委任したいと、委任管理、いわば委託管理を希望されている状況であり、また、具体的な計画が立てられず、再開を決断できない方も多数おられ、高齢や生活拠点の問題から、10年単位という長い期間で貸したいというご意見が大半の状況でありました。このことから、山木屋地区では今後離農や移転により不在地主が多くなることも想定されるため、耕作者が効率的に農地を活用できるよう、人・農地プランに基づく農業中間管理事業によるあっせんが効果的であると考えております。加えて、福島県営農再開支援事業の活用促進を図るとともに、耕作者の誘引や山木屋再生受託組合及び山木屋地区営農組合の育成について、力を注いでまいりたいと考えます。

次に、商業、農業に関する東京電力の損害賠償につきましては、東京電力から賠償期間が示されたところではありますが、原発事故による損害が明らかであり、賠償内容が不十分と考えられる場合は、しっかりと賠償がなされるよう関係者へ皆様と一緒に求めてまいりたいと思っております。

次に、生活再建についてであります。山木屋地区の皆様は、これから帰還または避難の継続あるいは移住の選択をしていくこととなります。その判断は、個人や世帯がおのおの抱えるさまざまな事情を踏まえてなされるものと考えておりますが、その判断には大変苦慮されることが多くあると認識をいたしております。例えば、世帯分離によって高齢者のみの生活を選択せざるを得ない、あるいは収入の当てが見込めない、住まいの確保ができない、健康不安などの問題により判断ができない等々のケースもあると思います。このため、町では仮設住宅等を戸別に訪問しながら、住民の皆様が抱えるそれらの問題を聞き取りしながら、具体的な支援につなげていく生活相談事業を新たに実施してまいりたいと考えております。

次に、区域外避難者の支援や損害賠償、営業補償などの町としての対策につきましては、この質問については、自主避難者に対する福島県の施策につきましては、昨年9月と12月の2回にわたり、町議会から、ことし3月限りの住宅支援打ち切りの方針を撤回、もしくは凍結すること、と知事宛ての意見書の提出があったことは承知いたしております。私は、原発事故から6年がたち、除染の進捗や食品の安全性の確保など生活環境が整うとともに、帰還困難区域を除いた避難区域が解除されるという、福島県にとっても大きな節目を迎える中であって、旧避難区域以外からの自主避難者の方々への住宅支援の打ち切りについては、やむを得ないものと考えています。町といたしましては、自主避難者への支援として、避難先で孤立しないよう、また帰還を考えられた際に少しでも不安が和らげるよう、そして川俣町に安心して戻ってきていただけるよう、引き続き、広報紙なども活用しながら本町の復興の現状等についてお知らせしてまいりたいと考えています。

また、損害賠償につきましては、引き続き、相談事業に加え、ADRの活用等々についての情報提供などにも取り組むとともに、営業賠償につきましても、先ほどの答弁と同様に、賠償内容が不十分と考えられる場合は、しっかりと賠償がなされるよう関係者へ求めてまいりたいと思います。

さらに、強制避難により避難先から戻れない方々にとって、地域との結びつきやコミュニティの維持のためには、地区全体あるいは行政区単位等による避難元での交流事業が有効と考えられることから、今後、復興庁による、被災者が孤立しないための被災地域復活総合交付金、いわゆる心の復興支援の活用について可能性を探り、事業化を検討してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） まあ、今るる答弁あったわけですけど、町長としての政治実態が全くないわけですから、なかなか聞きにくいんでありますけど、基本的な考え方についてまずお尋ねしておきます。

第1番目の町政執行に当たっての基本的姿勢ってことなんです。これはまち・ひと・しごと創生事業戦略、第5次計画、これは当時の古川町政がやってきたものをそのまま引き継ぐってことで解釈して間違いないんですか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） これら三つの計画については、町がつくりながら、あるいは議員の方々の意見もいただきながら、町として決定をしてきた大きな柱でありますので、それを尊重することが基本とすることが当然だと考えております。ただ、この先、具体的な状況変化、社会変化、あるいはこの帰還等々も含めた場合におけるさまざまな障害要因等の発生に準じて、運用あるいは中身を見直すことは当然必要だと考えております。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） そうすると、その中でこの、まあ、あなたの言う、その七つの政

策項目は生かしていくということで、たら、その整合性はどういうふうにとれるのかわかりませんが、これはまあ、ある程度町政執行を見ないと判断できないので、私も。

で、あともう一つ、その、まあ、一党一派にと、一党だった人が一党一派に偏らない町民党って、できるのかどうか、その辺の現実的なことについてお尋ねします。考え方について。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 先ほど七つの政策は、これは選挙の段階において、私は当面この七つの柱をより積極的に推進することが今直近求められている大きな柱立てだという考えのもとに設定をし、先ほど清美議員の質問にもお答えしましたが、そういう中身をもとに推進をしてまいりたいと考えております。

そして、その一党一派に偏らずというのは、私は今までの14年間、県議会議員時代はいわば政党政治、会派制というものをとっておりまして、所属する政党の中で、その中の考え方を、こう、集大成をつくりながら政治活動に臨むわけでありましてけれども、首長として市町村行政にかかわってくる場合においては、そこにこだわらず、多面的な町民の意見を柔軟に受け入れて、なおかつ最大公約数の施策と一緒に議論しながら、当然のことながら議会の皆さん方と相交えて議論もしながら、町民が求めるべきものについて向かっていくのが町民党としてのあり方だと思っております。2月14日、議会議員辞職とあわせて自民党の離党をいたしまして、無所属町民党という私が表現する、町民党として皆さんと一緒に、町民の方々と一緒にこの町政執行の町長としての職務に精励をしたい、そういう考え方があります。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） そしたら、そのいわゆるこの議会との関係なんですけど、まあ、いろんな世の中には首長がおりまして、私の言うことを聞かないのであれば、自分の仲間をふやしてでも押し通すと。あと一人一人個別に説得してでも自分の考えは通すんだという考えの首長が最近とみに目立つもんですから、佐藤町政はそういう考えなのかどうか。で、我が国、崇高な方なんでご存じかと思う。我が国憲法の93条では、普通地方公共団体には議事機関とし議会を置くと書いてありますね。当然、議長さんだったからご存じかと思う。で、それに基づいて94条で行政執行権を与えられているわけですね。これで間違いないですか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） ささまざまな地方自治体の首長の考え方あるいは動きがあることは、マスコミ等々を通じて耳にはいたしております。しかし私は、町長と、融和と総合連帯感というのが大事だと思っておりますし、今回の町長選挙におきましても、町民皆さん方と連帯した町民総参加のまちづくりというのは、当然のことながら、私ども執行部側と議会の皆さん方とは、本当に真摯に話し合いをし意見交換をし、お互いに熟慮し合って支え合って、最終的には、絶対必要なものをしっかりと皆さんで共通認識のもとに議決をし、前に進むべく政策として町民の皆さん方に生かしていただく、あ

るいは提供する、そういうことが原則で、それを私の信条ともいたしておりますので、私が自分の思いに同調する人を極度に確保したり、口説いたり、潰したりということは一切行いません。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） まあ、憲法及び地方自治法にしたがって行政をやるっていうんで、それはそれで私は認めたいと思います。

で、3月ってかね、この町長選挙まで県議会にいて、まあここ、私が議員になったときは当然いませんでしたので、多分十二、三年の空白はあるんで、ある程度のおかんないこともあると思うんですけど、まず基本的な認識としてお尋ねしておきます。で、これ、どこでも議論になってることなんですけど、国は20ミリシーベルト安全論を出してんですね。これは原発労働者とか放射線を扱う事業者の線量なんですよね。ところが我が国の法律では、放射性同位元素に関する法律の第19条で、文部科学大臣が定めなければならないのは1ミリシーベルトと、その中の14条に書いてます。で、原子炉等規制法でも原発の敷地と一般の敷地内とは1ミリシーベルト以下でなければならないと。これはICRPの基準の中にもそれはちゃんと書いてる。国際放射線防護委員会の中で。原子炉基本法でもそう定められております。で、労働安全衛生法でもそうなってます。

したがって、川俣町は除染特措法が4年前にできて、8月1日施行ですか、そのときも除染目標としては年間1ミリ、空間線量で1ミリシーベルトって目標を掲げたはずですね。ところが、あの、私から言えば能なし政府なんですけど、あのふざけた内閣が急に、2013年の9月からですよ。安倍内閣になってからですね。オリンピックの話が出てきたら急に20ミリシーベルトになって、それまで空間線量中心だったのが、個人線量計を渡すようになって。ガラスバッジ。で、大きくシフトしたんですよ。で、そこからほとんど原発の情報が出なくなりました。まさにそこでアンダーコントロールされてきてるわけですよ。本当の意味でのね。

ただ、政府が何と言おうと、誰が何と言おうと、地方自治法第1条に、行政の目的、何て書いてあるかつつと、住民の福祉の増進を主たる目的と書いてあるんですね。これは、町長、間違いないですか。その考えは。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 菅野議員質問のとおりだと思っております。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） だとするならね、まあ、国がお金出たくないから、早く解除して何とかしたいという気持ちはわからないわけじゃないですね。財政の問題も含めてあるんで。まあ、除染も含めて復興支援に32兆円、今度、できもしない夢物語の廃炉費用に21兆5,000億円。21兆ぐらいじゃ済まないですよ。ましてや3号機はプルサーマルですから。あんなもん、取り出そうと思うと100%できませんよ。まともな学者はそう思う。私の知ってる乱れた学者は、乱学者って言われる原子力村の連中はお金欲しいからやってますよ。できます。できるわけないでしょ、あんだ、

500年もかかるんですから。しかも30年、40年、そこに生きてないですから、その連中は。我々からしたら脳なし連中ですよ。

まあ、それはそれとして、で、一番の問題は、私も震災前の前の年に6月議会で質問したことあるんですけど、当時の佐藤知事、佐藤栄佐久知事ですね、一貫してあのプルサーマルは認めてなかったんですよ。で、雄平君になってから急に大きく変わりました。で、2009年から変わって、2010年の2月ぐらいからオーケーになりまして、当時、町長は環境委員会にいたのかわかりませんが、県議会でもいろいろと調査やったんですよ。公聴会をやったり。で、その、今ね、別に町長が賛成したから決まったと私は言いませんから。ただ、プルサーマル燃料を入れて営業運転したこと自体が今正しかったと思いますか。反省してますか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） いわば国の政策について、現段階において正しかったかどうかの判断については、私が個人的主観で今全てを申し上げれる状況ではないと思っております。ただ、今、当面すべき、我々はこの災害によって、ある現状の中で、私たち地方自治体が町民のために何をどうしていかなければならないか、そこに傾注すべきものに私はこの心の思いを全て傾注すべきだと思っております、その部分についての答弁については、こう、いたし方ないといえますか、答えるべきテーマの範囲を超えるものだと思っております。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） まあ、それは確かにその組織の中の1人であったわけですから、今の当時の問題じゃないですけど、私はそう思ってもそうでなかったと、当然あると思うから、それはそこは問いませんが、現実にこの、まあ、全国で4か所ですよ。伊方、玄海、高浜、福島と。しかも福島の3号機ってのは38年前につくったBWRの、東芝のつくった欠陥品って言われてる原子炉です。しかも78万キロワットのマークIの昔の型ですよ。これは酸化ウラン専用のウェットウランですよ。圧力容器なんですよ。そこに、いつ検査したかわかんないんですよ、プルサーマル燃料棒、これは多分昔のタイプなんで、88タイプ使ってるのね、8列掛ける80、81本の燃料棒ですよ。これを使ったことによって、この燃料棒が溶けて、あの、プルトリウムってのはものすごい強力なんですよ。普通の酸化ウランの燃料棒と全く本質で違うんで。だから、それが燃料デブリとなって溶けてるんだらうと。行ったロボットも戻ってこないんで、葬式やるような状態なわけですけど、現実にはそのような状況の中ですよ、だから現実にはそのプルサーマルやったことが非常に今後大きな禍根を残すことに私はなるだらうと。私もしょっちゅう行ってましたんで、中には。ある程度知ってます。特にあの下請の会社の人たちはよくわかっています。わかんないのは東京電力だけなんですよ。あの連中は運転員ですから内容をわかりませんから、ほとんど。現実とね。そこをまず認識していただきたいと思います。

で、基本的に、今、山木屋地区が450億円、1戸当たり1億3,000万ですね、除染費用だけで。かけて除染しました。ところが自然界の減衰の5年分が早くなった

ただだというのが多くの専門家の、あの原子力村の人たち別ですよ、あの原発でお金もうけしたい人たちは。それは別として、まともな、ノーマルな学者はそう言ってます。そうすると、今、山木屋だけで2,044か所、昨年の6月、環境省からですと。で、ことしの3月31解除になって、それが全て、1ミリシーベルト以下になるなんてことあり得ませんから。

これはやっぱりね、だから町長もあずかり知らないことだと思うんですけど、現実にはそういう細かいことが山ほど横たわってるわけですね。これについては具体的には、あの本当に融通のきかない、最悪の組織と私は思ってますから、環境省って組織はね。本当にあの環境改善してもらいたい環境省なんですけど、ここにきちんと申し入れしますか。再除染について。

いいですか。結局、今、避難解除を前にして、で、町の除染目標は1ミリシーベルトですね。でも国の方針は20ミリです。だから国も無理やり帰りたい人は帰んなくてもいいですよって言うてるわけですよ。帰りたい人から帰れと。で、昨年も総務委員会でも15回も会議やりまして、現地調査もやりました、議会でも。で、国とも交渉してるんですが、長期的にモニタリングをしながら対応してくって話なんです。で、長期的にされたんでは困りますよ。3月31なんですから。

これはやっぱりね、別に3月31までにやれとは言いませんけど、少なくとも我が国の法律は被ばく線量は1ミリシーベルトなんですよね。じゃあ、0.23も間違いでしょ。1日8時間しかおもてないわけじゃないんですから、世の中。こんなことは、まあ、論外なんですけど、それはきちんとして、国にも改めて申し入れきちんとすべきだと思うんですけど、この点については町の方針が変わってないんですから。年間除染目標が1ミリシーベルト。これは間違いはないですね。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） いわば3月31日を帰還日と帰還宣言をされるということは、今までに国と町とがさまざまな角度からたくさんの議論をなさってきて、合意に至ってきた事実だと認識をいたしております。しかしその状況下においても、年間積算被ばく線量1ミリシーベルトの議論、あるいはまた除染をいたしましたけれども、除染のモニタリングポストにおいて現実的に、直近の、まあ、俗に言ってる0.23マイクロシーベルトを超えるものがどのような状況にあるのか、あるいはこれから変遷する、あるいはその減衰する可能性とか、現実的な対応、あるいはこれには当然のことながら8時間というのは外の、外で8時間とか、いろんな基準値をこう、いろいろ議論をされてきたことですが、そういうものを踏まえてきた今の現段階において、本日から3月31日までに何をチェックしなければならないか、あるいは何を求めていかなければならないか、あるいは国に何を約束していかなければならないか等々については、今週、高木本部長も来られて、議会の皆さん方と、まあ私も同席をさせていただいてお会いしながら、残っている課題については、真摯に我々の考え方、皆様方の考え方等、一緒にミキシングをしながら、方向づけをつくっていかなければならないと思っておりますけれども、3月31日については、いわばそういう形を経て双方が

決めてきた現実だと認識をいたしております。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） これ、今までの経過の話ですから、それはそれで、まあ、町としても議会が中心となってやってきました。町もやってきたんでしょうけど、それはそれとして。

で、現実にはね、その3月31解除、やむなしということで、まあそれはそれで、合意したことです。ただ、そのことと、じゃあ、そこが復興という名のもとに地域再建をするということであれば、さまざまな条件整備、これが必要になってくるわけですね。その中で、この非常に私、危惧してるのがアンケートなんですよ。アンケートの回収率がめちゃくちゃ悪いんですよ。で、これはなぜ50%か40%の、アンケートの回収率低いと、その原因は何だと思われませんか。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 再質問にお答えをいたします。

私どもの分析でございますが、これ、4回目のアンケートになります。4回目ということもございまして、もうこれ以上答える必要がないだろうというふうにはですね、思われている方もですね、ふえてきているのかなと思っております。また一方、解除日がこう決まったということで、これからの住居のあり方ですね、例えば私は戻ることを決めている。私はほかで暮らしていくということ、はっきりですね、お決めになった方がふえたのかなというところで、この回収率が下がったかなというふうに分析をしているところでございます。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） 何回アンケートをとってね、答え出しても、行政が応えてないんですよ、被災者に。これまで。まあ、今度は町長が変わったから、変わっと思うんですけど。そういう、みんなが期待したからあなた町長になったわけですから。じゃあ、その前に、この農地委託のこの回答者が6割って言うんですけど、この回答は何割ぐらいあったんですか。何%。農地保全に関して。回答者の6割がって書いてあるんですけど、回答者はどのくらいあったんですか。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） お答えをいたします。

平成22年の農業センサス農家戸数が217でございましたが、対象者はですね、427ということでアンケートを行ったところでございます。その結果、回答者が167、39.1%でございました。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） いずれにしろね、まあ、環境省入ってるから余計進まないんだと思うんだけど、何度説明会やっても聞いてくれない、見てくれないがほとんどなんですよ。ものすごい不満なんです。おれから言わすとあの能なし環境省は。腹立つぐらい私はもう頭に来てんですけど。現実には皆さん方、感じるでしょ、副町長さん、特にね。現実にはなかなか融通のきかない、私は環境悪化省と呼んでますけど、現実には

そうなんですよ。

で、それはそれとして、で、今、3月31解除を前にして、非常に不安がってるわけですよ、みんな。で、このアンケートを見ても、あと例えばよその町村のこの見てもね、8.8%、28%、15%、非常に低い帰還率なんです。そうすると、どういことが起きるかっていうと、じゃあ、今先ほど言ったその官民合同チームの支援もそうですけど、戻って営業する人しか賠償出ないんですよ。補償対象にならないんですよ。そうすつと、じゃあ、福島とか別なところで営業した人がそこで従業員雇ったら、戻って飯舘とか山木屋に行けないでしょ。従業員通えないんですから。そういう複雑な問題もあるんですよ。だから、まだまだそういうのが、現実合っていないやり方してるのが実態なんですね。で、いっぱい相談を受けるんですけど、説明会行っても何の該当になるもんないと、我々は。そうすつと無理やりでも一部門でも被災地に移して補助金をもらったり支援を受けるっていう、非常にこのいびつな格好になってるんですよ。まあ、その辺は認識してられて、後で対応していただきたいというふうに思います。

あともう一つは、アンケートが50%、そのうち戻りたいが40%つつうことは、もう明らかですよ、大体数値的には。そうすると、そこから漏れた人たちは、じゃあ、どうするんだと。で、既にもう住居確保損害で住宅を求めたり、子どもの教育の関係、会社関係でやむを得ない人いっぱいいるわけですよ。高齢者を抱えて、例えば人工透析しなきゃいけない人、山木屋で透析できないんですから。そうすると、そういう人たちの支援もするということで、2年前ですか、区域見直しに応じたわけですよ、6月下旬にね。そうすると、戻る人も戻れない人も両方支援していきますよという条件で、川俣町は安倍内閣と結んだわけですよ、確認書。それは、じゃあ、具体的に、そしたら、じゃあ、どういう形でそのコミュニティーを保っていったり、例えばね、葛尾村は30万出してます。5,000円か。5,000円出して、集落ごとに1人。で、飯舘村は1万3,000円出してます。これはもう避難したときから全地区全村避難ですから、とにかくそういうもの、コミュニティーを維持するために。そうすると、山木屋、戻ったら250か300人ですよ、今のところね、予想では。そうすつと、町内、あと町外も山ほどいます。そういう人たちのコミュニティー保たないと、これから何かイベントやろうが、いろんな事業を地元でやろうが、やっぱり支援できないわけですよ。そのためには、そういうその、まあ、ふるさと会みたいなものを組織しながら支援していかないと、やっぱり、ねえ、地方自治の本旨からは外れるんじゃないかと。だって、その人たち、福島行きたくて行ったんじゃないから。郡山に家買いたくて。あくまでも原子力災害特措法の15条2項によって出されたわけですよ。出したのは町長ですから。今はね、違う人、町長になってますが。そうすると、行政としての地方自治の本旨から言えば、責任があるわけですよ。具体的にどうするはこれからとして、そういう組織をつくりながら支援して考えはありますか。



○議長（高橋道也君）　ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。  
（午後12時02分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君）　再開します。  
（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君）　午前に引き続き、菅野清一君の一般質問を続けます。  
当局の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤金正君）　菅野清一議員の質問がなされた中身の、いわば避難によって避難先から戻れない方々にとって、地域との結びつきやコミュニティーの維持のための対策について再質問をいただきました。このことについては、先ほど最初の答弁にも触れさせてはいただきましたけど、地区全体あるいは行政区単位等による避難元での交流事業が有効と考えられていることから、今後、復興庁による、被災者が孤立しないための被災地域復活総合交付金、いわば心の復興支援という制度等を活用しながら、可能性を探りながら事業化を検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋道也君）　菅野清一君。

○3番（菅野清一君）　で、今、町長答弁あったとおり、現実にはね、国は基本的に帰還政策だけなんです。今のこの復興事業の中身はね。そういう意味では、本当に置いてけぼりになってる住民がたくさんいると。また、例えば2014年の12月の第4次追補の中で住居確保損害までありましたけど、それでもまだ80過ぎた人の、その判断できないって人も結構いるんですよ。だから、基本的に恐らく個別に、まだこの答弁書もあるとおり、そのさまざまな事情を踏まえてその判断には大変苦慮されることが多くってことが書いてあるとおり、大変苦慮されてると思うんですよ。で、基本的に加害者がいて被害者ですから、そこはきちんとしていただきたいというふうに思います。

んで、その要するに、まあ、ふるさと会か名前はまあともかくとして、そういう組織をしながらコミュニティーを保つということが、まさに地方自治の本旨に照らして間違いないというふうに思います。

んで、その中で、特にどうしても仮設を出れない人も現実にいるんですよ。具体的な数字はまだつかんでおりませんが。例えば家を建てるということでも、また、工務店とかの関係で1年延ばしになってるとか、あと家族の中でその協議が決まっていなくてという部分でありますので、基本的には、これは国は災害救助法を頼りにしてるんですけど、災害救助法は定義っていうのは住居確保できない人に災害救助として応急仮設住宅を設置するという、法律にちゃんと書いてあるわけだし、ただ、これは基本的に2年が限度なんです。で、国は自らの政策の失敗を穴埋めするかのように自動延長、自動延長、やってるわけですけど、基本的にはこれは災害救助法で対応していただきたいというふうに思ってます。

あともう一方で、先ほどからあったとおり、まだまだ生活再建に結びついていないと。というのは、賠償の制度が交通事故の制度をとってるわけですね。6年という。それによって、要するにもものをつくってた人、そうでない人の差がものすごい激しい、著しい差がでてるわけですよ。そういう意味では、それぞれ自主的に、例えば区域外避難者も含めてそうですけど、今現在私知ってる範囲でさえ、小綱木地区が182世帯570人の集団申し立て、今やってるわけですね。損害賠償請求の。あと一方では、なりわい訴訟が全国3,000人ほどおるんですけど、今現在、川俣町内で120世帯240人おります。あとそのほか、山木屋地区のADRだけの部分でも110世帯約350人、ここもまだ二、三割はまだ解決してないですからね。要するに、あの、審査会のメンバーがかわったりしながら、なかなか結論が出ないと。あと一方では裁判のグループが約84世帯310人と。これだけの要するに法的手段に訴えてる方がいるわけですね。そういう意味では、町としても情報の提供なりさまざまな支援の仕方はあると思うんですよね。これはきちんと支援していただきたいと思います。この点について見解をお聞きします。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 先ほども前段出ましたように、帰る住居の確保等々については、今までもそうでありましてけれども、さらに相談事業等々をしっかりと組み入れながら、その避難者の目線に寄り添った形での対応に、町としては努めてまいりたいと思っております。

それから、賠償のいわばそのADR等を含めた、あるいは法廷賠償を求めている方々もいらっしゃいますが、賠償の現状と対応については原子力災害対策課のほうから答弁をしていただきます。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

今、菅野議員がですね、ご説明ありましたADR、そして裁判の関係ですね。私も、詳しくはわかってないところも正直ございますが、そういったことがですね、町内で起きてることは存じ上げております。町長からの答弁でもございましたが、町民の皆様がですね、お困りになってそういった手段に出られてるということで、その表現は適切かどうかはわかりませんが、闘う上ですね、必要な情報というものがあるかと思っております。そこに資するよう町として持ち得る情報のほうは提供するように努めてまいります。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） まあ、そういうことだと思うんで、もっと実態調査をしながら対応していただきたいというふうに思います。まして憲法29条に公共の福祉に反しない限り財産権はこれは侵してはならないとはっきりと明記してありますし、我が国は法治国家であります。

で、もう一方で、先ほど町長の答弁の中に、自主避難者の住宅支援の打ち切りについてはやむを得ないものと考えておりますっていうことなんですけど、まあ、これは現

時点そうなんでしょうけど、そうすると、昨年9月、12月と議会では2回にわたって、多分、県内59市町村で2回にわたって意見書出したのは川俣町だけなんですね。12月は伊達市も含めて5市町村。で、本町においても約170人の自主避難が現実にいるわけですよ。これも含めてそうなんですけど、今、県はなかなか返事しないわけですよ。で、帰還政策だけを優先するってことです。でも、これはね、子ども被災者支援法の原則から照らせばね、第1条できちんと、避難をしてもしなくても、いずれを選択した場合でも適切に支援をするものでなければならないと、ちゃんと規定されてるんですね。子ども被災者支援法には。あとの規定はいろいろ問題ありましたけど。そういう意味では、まさにこの法律制度に従って行政運営するっていうのは、我が国、地方自治の原則であるわけですから、そういう意味では、まあ、こう、やむを得ないっていう、私は、これ、納得できないんですね。

で、現実に新潟県の知事なり山形県の知事でさえ県知事に来て、県知事だけが返事しないというのが残念ながら今の福島県の現状なんですね。少なくとも、全国に1万3,500人と言われる自主避難者いるわけですよ。で、きょうの、きのうの北海道新聞の記事に、福島は自主避難者支援続けるべき95%という新聞記事が載ってます。で、一方では、復興は進んでない55%、こういう現実を無視するわけにいかないと思うんで、改めて町長の今後の対応をお聞きしておきます。

○議会事務局長（大内 彰君） 菅野議員、残り5分です。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 先ほど第1回目の答弁を申し上げましたのは、体制の流れの中で私が認識をしているのはやむを得ない制度だという認識を答弁させていただきました。ただ、全ての人たちがどの制度であっても完全に満足する制度というのは、なかなかつくることが難しいというような認識もいたしております。現実に本町におきましても80数世帯の方が自主避難をなさっていることは私も認識をいたしております。そこには、今、訪問をしながら、さまざまな相談業務に乗っておくことは事実でありまして、相当数の割合がいわばその避難先、あるいは避難住居の確保等について見通しをつくられてきた、確保されてきたという報告もお聞きいたしております。しかし、複数まだ決定に至っていない人もいらっしゃると思いますので、今ある制度の中でできるだけの支援をしながら、それがどうしても引き継いでいかなければならない状況については、県等々と、あるいは国にご相談を申し上げながら、その住民のこれから先の家族計画等々についてはお支えをしていく考えも持たないわけではありません。

以上です。

○議長（高橋道也君） 菅野清一君。

○3番（菅野清一君） まあ、そのような観点に立つのであれば、少なくとも今の福島県のやり方がね、帰還させたいっていう、人口も当然減ってるし、それはわかるんですけど、現実には法律制度に従って、国の法律でつくったんですよ、子ども被災者支援法っていうのはね。確かに不十分なところ、いっぱいありますよ。でも、少なくとも自分の子どもの健康を守る、当然、憲法25条の最低で文化的な生活の権利を有する

という原点に立つならば、県が何と言おうと、やっぱり議会としても全会一致で出してるわけですから、ここはやっぱり、町長ね、きちんと認識していただいて、あらゆる方法で、やっぱりその住居は命綱ですから。

で、基本的にもともと4万人も5万人もいたわけですよ。でも、転出して住所変わることによって減ってるだけで、例えば強制避難8万5,000人だって、基本的に避難者が減ってるわけじゃないんですよ。避難先で家を買って住所変わったりしてるだけで、戻ってる数字が8,000人ぐらいしかいないわけですから、現実にはね。そのことも考えるならば、これは明らかに加害者がいて、被害者つつう認識に立つならば、やっぱり、町長、これはね、全て町民のね、あまねく等しく行政サービスを提供する責務があるわけですから、まさに地方自治の本旨だと私は思うんですよ。そういう意味では、議会はある程度もう、というか全面的に協力するわけですから、過去2回において意見書も出してるわけですから。だから、このやむを得ないなんていう話は、私は撤回していただきたいというふうに思います。

で、これからどういう努力をするか、これはこれからの話ですけど、で、やはり同じ町民だということの原点に立って、被害者であるという認識に立って、これから対応していただけますか。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） このことについては、議員の方々が意見をまとめられて、県に意見書を出された事実は承知をいたしております。ただ、もう一方では、その避難のこの期限というものを一定程度目安をつくりながら、帰還していただくための政策というものに力を入れている現実もあります。そして相当数の方が帰還をするような人生の選択のもとに今努力をされている人たちもいます。あるいはそのもう一方では風評被害というのがたくさんあって、その全ての人が全くパーフェクトに理解をできて帰還ができるという見通しは簡単にはいかないのではないかと、極めて難しい課題を抱えているのが私はこの原子力災害だと思っております。そういうさまざまな分野をたくさん考えをしながら、これ、川俣町だけでどうしますということは決められない課題でもありますので、これからも皆さんの意見はお聞かせいただきながら、町としてしっかりした対応がどのようにできるか、これからも意見交換をし、そして避難者にしっかり向き合った行政のあり方を求めていきたいと思っております。

○3番（菅野清一君） 以上、質問を終わります。

○議長（高橋道也君） 9番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○9番（石河 清君） 9番議員の石河でございます。私は地域住民の皆様方や町民の方々から、私ども日本共産党や、党後援会のほうにお寄せいただいた諸要求や願いの中から、先に通告しておいたとおり、大きくは2点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策・対応あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

まず最初の大きな第1点目でございます。原発事故からの復興と今後のまちづくりについてであります。東京電力福島第一原発事故から、本当に月日のたつのは早いものでございまして、3月11日で丸6年を経過したわけでありまして。当局もご承知の

ように、事故の収束はほど遠く、今も福島県民約8万人が避難生活を余儀なくされているわけであります。3月末には本町の山木屋地区を初め帰還困難地区地域以外の避難指示が解除されるわけであります。今後、商店や学校などの整備もこれからということをございまして、帰還する住民は大変不安を抱えているというふうに考えております。

震災関連死は、福島県内だけでも2,000人を超えております。本町でも26人であります。生活再建が進まない現状に絶望し、自らの命を絶つ痛ましい出来事も起きているわけであります。賠償打ち切りや除染の不徹底が新たな苦しみをもたらしているわけであります。

安倍晋三政権は、福島原発事故処理費用2兆5,000億円を、税金と電気料金への上乗せによって国民に押しつけようとしているわけであります。原発が究極の高コストであるということが誰の目にも明らかであります。大変大きな国民からの批判も挙がっているわけであります。

高速増殖炉もんじゅの廃炉を決める一方、原発の再稼働を続けるために、使用済み核燃料を再処理する核燃料サイクルに今も固執しているわけであります。安倍政権は世界で最も厳しい基準で再稼働すると言いながら、その中身は重大事故対策でもEU諸国の基準にはるかに及ばず、地震、火山対策でもまともな基準と言えるものではないわけであります。汚染水は完全にコントロールされているなどとうそを重ねて、国民、住民を欺き、安全神話を復活させて原発再稼働を推進する安倍政権はまさにうそと偽りの政治であり、それは完全に行き詰まり破綻をしているというふうに言わざるを得ないわけであります。

申し上げるまでもなく、原発事故から6年目ということになり、山木屋地区の避難指示解除は3月末と決定はいたしましたけれども、本格復旧は、復興は道半ばであります。これからであります。山木屋地区住民の帰還に当たっては、戻る人、戻らない人も含め、生活インフラの整備はもちろんのこと、徹底除染はもちろんのことではありますが、特に除染に関しては、ホットスポット対策、フォローアップ除染、除染を迅速確実に実行し、農業の再建、なりわいの確保に向けて全力で取り組まなくてはならないというふうに考えるわけであります。今後はさらに全町民が被災者の立場を忘れず、県内10基の原発の廃炉はもちろんのこと、原発再稼働反対、賠償打ち切りなども許さない声をさらに強め、国や東電に求めていかななくてはなりません。

なお、今後のまちづくりについては、当然のことながら原発に依存しないまちづくり、住民が主役のまちづくり、町民が主人公のまちづくりを進めていかなければと考えるわけであります。

これからの今後の町政執行に当たって、新町長の基本的な政治姿勢と決意、基本方針とビジョンについて、まずお伺いをしておきたいというふうに思う次第であります。

続いて大きな質問の2点目、日本一の子育て支援のまちづくりをについてであります。本町におかれましては、当然「子どもの笑顔があふれるまち、かわまた」の基本理念に基づき、子育てしやすいまちづくりを目指す観点から、具体的な子育て支援策

に取り組まれているとは思いますが、もちろん昨今は全国的に子どもの出生数は大幅に減っております。特に本町では平成23年3月11日の発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染による問題以降、本町ではさらに出生数も落ち込んでいるというふうを考えるわけであります。町の将来を考えた場合、少子化の問題は極めて重要な課題であるというふう考えるわけであります。将来も安心して子育てができるまちづくりの立場から、現在実施している第2子以降の出生祝金を5万円から30万円に増額し、学校給食については現在実施している給食費2分の1の補助制度を完全無料とし、原発事故からの一日も早い復興を目指す立場からも、全国でも誇れる日本一の子育て支援のまちづくりに取り組むべきであるというふう考えるわけであります。今後の町の今後の対策・対応、積極的な取り組みについて伺いをしておきたいと思っております。

以上、大きくは2点にわたって、町当局の今後の対策・対応、取り組みなどについて質してまいりたいと思う次第であります。

○議長（高橋道也君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤金正君） 9番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

初めに、原発事故からの復興と今後のまちづくりについて、町政執行に当たっての町長の基本的な政治姿勢と決意を伺うについてのご質問でございますが、先ほど3番菅野清一議員にも答弁しましたとおり、町政執行に当たっての基本姿勢につきましては、これまで川俣町が進めてきた第5次振興計画、あるいは第2次復興計画、そして、さらにまち・ひと・しごと創生総合戦略等のそれぞれの計画に基づき、「みんなでつくる元気いっぱい、笑顔いっぱいのまち、かわまた」を目指し、町職員と一丸となって町民の負託に応え、住みやすさを実感していけるような、持続可能な地域社会づくりを基本姿勢として、町政に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

その中におきまして、今後のまちづくりは、原発に依存しないまちづくり、住民が主役のまちづくり、あるいは町民が主人公のまちづくりを進めていかねばならないと考えるについてのご質問でございますが、本町においては、原発事故以前から原発に依存したまちづくりはしておらないと認識をいたしております。今後とも原発に依存しないまちづくりの取り組みを進めてまいりたいと考えている所存であります。

また、住民が主役のまちづくりにつきましては、一党一派に偏らない、町民が主役のまちづくり、とりわけ町民党としての、皆さん方と心の一体感を持ったまちづくりを進めていくことを、先ほど来幾たびか申し上げましたとおりでありますので、今後のまちづくりの基本として重要なことは、まさに先ほど答弁したような考えのもとにご理解をいただけますようお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

なお、子育て支援に関しては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 9番 石河清議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2点目の日本一の子育て支援のまちづくりをの、第2子以降の出産祝金を5万円から30万円に増額し、学校給食については完全無料とし、原発事故からの一日も早い

復興、日本一の子育て支援のまちづくりに取り組むべきと考えるがについてのご質問にご答弁を申し上げます。議員ご指摘の、第2子以降の出産祝金の5万円から30万円への増額及び学校給食の完全無料化につきましては、議員既にご承知のとおり、出産祝金につきましては、町の定住化促進総合対策事業の一環といたしまして平成6年度より実施いたしております。当初は、第3子以降の出産に対し1万円の給付でございましたが、さらなる定住促進と少子化対策を推進するため、平成26年度より祝金の額を1万円から5万円に増額いたし、出産時における保護者の負担軽減に努めたところでございます。また、本年度からは給付対象を拡大し、第1子からの給付といたしておるところでございますが、このたび町長に就任いたしました佐藤金正町長は、子育て支援の充実を努めたいという強い意向から、来年度は倍額の10万円とすることを来年度の予算に計上いたしたところでございます。

次に、学校給食費の完全無料化についてでございますが、川俣町におきましては、ご承知のとおり、本年度より小中学校の学校給食費の半額を町負担とし、子育て支援の一環として実施したところでございます。加速化する少子化、子どもの貧困など、子育てに関する対策は急務であり、将来を担う子どもたちを養育していく過程において保護者の負担軽減を図り、子育て環境の向上を目指すために、給食費の負担を軽減することは意義のあることと考えております。また、本県における給食費の無償化等につきましては、全額無償を実施しておりますのが金山町のみでございます。また、2分の1補助を含め何らかの軽減を実施いたしておりますのは、本町を含め県内14町村となっております。

本町におきましては、保護者に対する経済的支援を初め、子育てに不安を感じている母親等への相談、子育て親子の交流の場の提供、放課後児童対策の充実など、さまざまな子育て支援策を講じて子育て環境の整備に努めているところであります。特に東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射能汚染被害を受けた本町においては、子どもを産み育てる世代が、本町で生活することに不安を抱いている方々もいるところから、これらの不安を払拭し、町の将来を担う若い世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、また将来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、今後とも保健、福祉、教育等の分野におきまして手厚い子育て支援策を講じるとともに、地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備に努め、保護者のニーズに適切に応えるためのきめ細かな子育て支援策を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁いたします。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） 9番です。何点か再質させていただきたいというふうに思う次第であります。

今回はですね、新町長ということでございますので、当然認識されているかなというふうに思っておりますけれども、この原発によってですね、本当に、まあ、私もこの一農家でございます、百姓をやっております。本当にこの今回の原発ではですよ、

本町の全ての農地という、田畑含めてですね、まあ、川から池から本当に、まあ山林まで全ての土壌が、このね、汚されてしまった。もちろんこれ、今日までいろいろ努力をして、6年でございますから、ゼロに向けて取り組んではきましたですよ。

例えば除染だけをとってもですよ、これはなかなかゼロにはならないですよ。当然、あと議論にもあったように、年間1ミリシーベルト以内を目指して町としても取り組んでいただいているところがございますけれども、まだまだこの除染についても山木屋はもとよりですよ、下のほうでもね、本当にこの裏山、特にこの杉山なんか抱えておりますと、やはり雨降って流されてきて、やはり0.23マイクロシーベルト以上になっているところが多々あるというふうに私は思っております。

まあ、そういう点です、私は特にこの山林の除染、いよいよ帰還に向けて山木屋の皆さんもね、まあ帰還という方向になるんですが、この山林除染については、これは以前から申し上げておるんですけども、里山についてはね、やるということで国のほうでもいろいろ新聞等でも言っておりますけれども、具体的にはこれからですよ。で、山木屋小学校のところについても里山の位置づけでやられていると思うんですが、まあ、本格的にはこれからなんですけれども、この里山と言われるところをね、当面はですよ、当然私は全ての山林についてやらしてもらわなくちゃならないというふうに、この個人的には考えておるんですが、で、山木屋も今、当面、学校の周辺ね、来年これ、学校も再開というふうになるんで、これは環境的にも当然、まあ当たり前なので、本当にきっちりこの除染もやらしてもらわなくちゃならないんですが、これ、山木屋のところの今、当然取り組んでいっちゃるというふうに思うんですが、これ、山林は川俣で初めてでございますので、どのような方法でね、また今どのような段取りで、来年の学校再開に向けてこの除染についてもこの取り組まれておるのか、現状について、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） お答えをいたします。

まず学校周辺です、敷地に関してですが、こちらのほうは学校の除染とあわせてですね、隣接森林という形で除染を進めております。

そして、里山の関係で今お話ございました。川俣では初めてになりますが、里山再生モデル事業ということで、山木屋の第二親子の森のほうで今進めております。事業としましては森林再生事業、そして除染の作業、そして線量マップの作成ですね、この三つを合わせながら進めてまいります。現在のところはですね、森林再生事業ということで、山のですね、間伐、そして雪、雪害でですね、倒れたような木を片づけて、その里山内のですね、動線が確保できるような、そちらを先に進めております。これに引き続きまして、29年度からはですね、除染という作業が入ってまいります。そんなような段取りをとっております。なお、その次のですね、里山に関するその除染事業というのは、まだ復興庁、環境省からの話では、まずはこれを、モデル事業をやってですね、その成果を見ながら次に生かしていくという話がある段階で、次の応募がまだ出ている状況ではございません。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） とにかく山木屋も学校の再開に向けて、これは本当にこの、きっちりとですね、除染も、特にこの学校の周辺でございますので、このやっていただくようにですね、町のほうからもしっかりと言っていたきたいと、進めていただきたいというふうに私思っております。

あとですね、当然この里山っていえばですよ、当然これ、住民が出入りしているところですね。まあ私はこの、特に山木屋なんかはね、まあ、山木屋だけでないけれども、本当にこのキノコなんかをね、山木屋なんかも、ほら、山のキノコも本当においしかったんですよ。これは本当に残念なことなんです。なので、当然このキノコなんかも食べられるような状態、あと私は、当然ですね、地域にある、住民が出入りしておる集会所があるところとか公民館とか学校とかね、当然この神社仏閣とか、その辺の山に沿っているところの周辺についてはですよ、やはり当然私はこれは里山の位置づけで、これは早急にですよ、やはりこの除染に取り組んでもらわなきゃいけないというふうに、これ、何年も前から申し上げているんですが、その辺がさっぱり進まないなというふうに思っているんですが、その辺の、今後ですよ、具体的な山木屋のそのほかのですよ、今モデル的にやってるっていうから、まあそれはそれでいいんですが、本格的ないわゆる山林の除染、里山の除染はもちろん取っかかりだなというふうに私は思って期待しておるんですが、その辺の今後のですね、取り組み方針なり、きちっとこの示していただかないと困るんでございますよ。その辺について伺います。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

まず、今、神社等のお話でございました。人が集まる神社仏閣、またほこらですね、こちらのほうは地域の方とお話をしながら、必要なところは除染のほうは対象としております。町の除染でも行っておりますし、また環境省が直轄する除染においてもですね、そういったところはやっていただいているところでございます。

そしてまた、里山、山林の除染の話がございましたが、私どももですね、当初からこの山間地にあってはですね、その宅地とその山との境界が、こう平地にあるようなそういうそのはっきりとした分かれがあるものではない、そういった地形の中でですね、工夫をして住んできた場所である。したがってですね、その生活圏とその山林ですか、を切り離して考えることはできないということですね、除染のすべきところということで、まだその考えは変えておりません。今お話がございましたキノコ、山菜ですね、楽しみであったり、または大きな収入であったりするものだと思います。いずれの日にはですね、それが取り戻せるように頑張っております。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） 里山については、町長ね、とにかく国のほうにですよ、本当にキノコぐらいは、本当にこれ、このまま、だって除染しなかったら、これはいつまでもなくなんないんだから。放射能が。そうでしょ。だからこれ、除染しなきゃなんないと私は、まあ、それは認識しているから何回も言いたくはないんですが、だから今後

の、うん、きちっと山林の除染の方針を、山木屋だけじゃないですよ、下のほうも、やはりきっちりこれ示してくださいよ。町として当然やんなきゃなんないと私は思うんですよ。町長、その辺の取り組み、今後の。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 石河さんの、今、質問、お質しがございましたが、先ほど原災課長が答弁しましたように、いわばその生活圏、あるいは例えば子どもたちの通学路と、その周囲の隣接する山林等々の線引きだとか、理屈的には言われてきましたけれども、いわば私どもの川俣町のような中山間地域におきましては、そういった部分が混住している考え方としては、分離できない要因があるとは十分認識をいたしております。至るところでモニタリング等々もなされておりますので、そういうことも参考にしながら、あわせて石河議員がおっしゃったその山林の産物であります、そのキノコ等々のこれから植樹できるような対応についての山林除染については、今までのさまざまな経緯、要望活動の積み重ねも確認しながら、国のほうに求めていく態度は、いささかも議員と変わるものではございません。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） ぜひですね、まあ、本当にこの山林全ての、今後ですよ、特にこれ、やっぱりなりわいの取り戻すためには、これ、私は何だかんだやってもらわなくちゃなんないと思いますよ、山林。まあ、強く国のほうにもね、議会でももちろん申し上げますけれども、働きかけを強めていただきたいというふうに思います。

特にこれ、山木屋の皆さんも帰還、もちろん戻らない人もいるんですが、あと戻りに当たってもですよ、先ほどから議論されているように、本当に課題山積でございますけれども、とりあえずはね、やはりこれ、いろいろ事情あって住まいの確保やなんかも、これ、大変な状況の人もいると思うんですよ。だから、山木屋もね、まあ、問屋前のあたりにこれ住んでいらっしゃる方はね、戻っても私は条件がいい方がいいかもわかんないけれども、お年寄りしか、現にはこれ戻る人がね、大多数はお年寄りでございますので。

で、住まいの確保っていう点で、まあ拠点的な、今、整備やるってことで、問屋前に今進めていらっしゃるんですけども、で、前はこの当初はですよ、私はね、やはりこの国民年金の人がほとんどのわけだから、戻る方もね。所得がないわけだから。本当に安くて国民年金でも入れるような町営住宅をね、やはり私はこの整備すべきだっていうふうにこの前から申し上げておるんですが、今回整備されてるところには、この町営住宅もそういう住まいの確保という点からこの外れておるんでありますよね。

で、そういう点でいろいろこれは事情があるので、私は、まあ、私の知っている方も、だからすぐにはとにかく仮設からも出れない状況の人がね、これ、ただ出てくるっていうふうに考えておるんですよ。で、もちろん山木屋の中学校のところもいずれこれから解体いたしますよね。もちろんこれ、地域住民の皆さんとこの跡地の利用については議論して、意見や要望も聞きながらね、これ、対応するようにはもちろんなると思うんですが、やはりあの辺の解体したところの跡地利用なんかは大変私はこれ

は重要になってくるんでねえかなというふうに私は個人的にも考えております。

で、やはりこの、本当にこの安くてとにかく、月4万、4万ですからね、だから1万以内で借りられるくらいの、本当に町営住宅っていうのかな、ほんな立派なのでなくていいと思うんですが、やはりほんと準備するくらいの、やはり私はそれが必要ではないかなっていうふうに思うんですよね。あの場所の悪いところに帰ったら、本当にこれ、本当にいつ亡くなったかわかんない、具合悪くなったかもわかんない状況になりますよね。今、下のほうだっってそういう状況が出てるわけですから。その辺のですね、まず住まいの確保という点で、今後、当面ですよ、やはり近い将来も踏まえて、この町で責任を持って、このいわゆる町営住宅になるかな、やはりその辺の覚悟も含めた取り組みをね、私はこの、やんなきゃなんないんでねえかなというふうに、町長、思うんですが、その辺どのような対応になるか伺います。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 石河さんから通告をいただいております、その原発事故からの復興と今後のまちづくりという大きなタイトルの中には、さまざまな課題が発生しているとは認識をいたしております。ただ、今おっしゃられましたような、家賃が1万円程度で住まえるような、なおかつ、ある程度こう集約したような住宅、居住の施設の対応については、一つの意見という形で本日は賜っておきながら、これからどういうことが可能性としてあり得るのか、私どもの検討の中身に入れさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） で、町長、あの、ちょっと私もその点でぜひ参考に、今後ですよ、取り組むに当たって、で、ちょっと新聞でちらっと見たので、私もこれ、これもですよ、参考になるかなというふうにこのちょっと思っておったんで、ちょっと提案も含めて申し上げるんですがございますけれども、もちろん今、仮設に入っておりますよね。ほんで、もちろん今、川内村とか、あと浪江町なんかも今度解除になる方向ですよ。で、今回ちょっと新聞にね、ちょっと載ったんで、私も、あっと思ってこの見ておったんですが。当然これ、まあ、今も空いておるんですが、当然いずれはこれ県のほうでね、もちろんほれ、昨年あたりからあれかい、これ、無償で譲渡するような方向になってるのかな。あの仮設についても将来そのような方向になるんだろうと思うんですが。

で、川内村とかですよ、浪江町は、これらの仮設もですよ、もちろんほれ、年数もたっているんで、当然、今、基礎って単なるくいの上に上がってますよね。だからあれをブロックなりコンクリートにしないと私はだめだなと思うんですが、ちょっと修理とか手を加えればですよ、まだ使えるやつもあるんじゃないかなというふうにこれ、まあ、参考ですから、この思うんですよ。で、新聞に載ったのは川内村、約50戸、村営住宅にするようなことでちらっと載っておったんですよ。あと浪江町でも一時宿泊所としてこの活用するって。だから、そのようなこともですよ、今後ね、うちらほうもそのような方向も考えなきゃなんないから、だから、この町営住宅やなんか

もひっくるめて、この辺の仮設なんかの、これは本当に安く提供するにはね、本当に1万円以内で入ってもらうには、そのようなこともこれ、考えることも必要ではねえかなというふうに私思っておったんで、これも新聞にちょっと載っておったので、この申し上げておきます。ちょっとその辺も。町長、それ、今、その辺についての今後のこともね、ちょっと町長から、対応について。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 答弁いたします。

いわば仮設住宅等々のその後の運用の仕方につきましては、まあ、人が住んでいくのに、こう、向こう何年間住まうのかとか、そういった、あるいはお金を取るのか、あるいはどの値段にするのか、そういうことも総合的に判断をしないと、あくまで仮設住宅としてつくられた構造であって、いわば建築確認法上も別格扱いでありますし、そのくいの上に立っている状況で、もう満6年を経過いたしております。これはことし全てが空いてしまうわけではありませんし、もう1年また使っていただくということにもなっておりますので、そういったさまざまな角度から、いろんな安心・安全な住まいの確保、とりわけ高齢者の人たちが住む割合が高くなると考えられますので、そこは慎重にいろんな情報をいただきながら、あるいは専門家の声もいただきながら、あるいは当然、県、国の意向も確認しながら進めるべきことだと思っております。ただ、極めて低所得者であって、高齢者であって、その住宅の確保というものに対してはいろんな相談事業のメニューを持っておりますので、今はまさにその人たちの思い、計画、考え方を聞かせていただきながら、アドバイスできる材料をお示しして、方向づけを探っていきたいと、そのように考えております。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） あとですね、当面、特にこの帰還に向けてはですね、特にこの、まあ、住まいの確保はもちろんなんですけれども、特にこの医療とか介護についても、これ、大変心配されるところでございます。特にこの、まあ帰還というふうになってもですよ、やはり場所的にこれからですね、とにかくこれ、お医者さんの、訪問医療とか訪問看護、あとヘルパーさん、介護のほうのね、このヘルパーさんなんかも、なかなかほら、場所的に雪なんか降った場合、山木屋の場合大変ですよ。それらの対応、対策・対応もね、当然町では考えて、このいらっしゃるというふうには思うんですけれども、具体的にこれ、これは対応していかなきゃなんないから。これ、本当に困ってくるっていうふうに思うんですよね。

例えば私もこの前ちらっと聞いたんですが、やはりこのお医者さんは山木屋にはとにかく、これは出張していかんによと。具体的に私のこの知ってるお医者さんのところで、ほだ話も私ちらっと聞いたんで、あ、これはちょっと大変かなと。いや、もちろん診療所もやっているんで、それはそれで、もちろん活用はね、利用はしてもらってるといふふうに思うんですが、ただこれ、お年寄りを中心になるし、いつ具合悪くなるかわかんないしね。とにかくそういう点では町のほうとしてこの、当面ですよ、今私が心配しているような点についての対策・対応はどのように考えていらっしゃる

のか、まず伺いたいと思います。

○議長（高橋道也君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

昨年の10月より山木屋診療所を再開をしております、月曜日の午後と水曜日の午前中、診療をしているわけですが、今のところ患者さんの数が、帰還してる方も少ないということで1人から2人ということでございます。ただ、今月末で避難指示が解除されるに伴いまして、帰還される方がふえることは予想しております。それで、済生会川俣さんでも訪問診療、診療所に来れない方につきましてはやったださるとい話をいただいておりますので、その辺のところは安心して戻られて結構だと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） まあ、とにかく帰還に向けて、その辺も大変住民の方は心配されているというふうに思いますので、しっかりした対策・対応を、引き続き対応していただきたいというふうに、その辺も。

あと、特にこの介護のほうで私も心配しておるんですが、やはり今、特にこのデイサービスなんかはね、やはりこれ通わなくちゃなんないんで、特にこの冬場の雪道なんかは下のほうに下がってくるのもこれは容易じゃねえなというふうに思うんですよね。で、将来的に、まあ、これは今すぐってはいかないかもわかんないけれども、やはり山木屋の地元のところにね、地域にですよ、やはりこのデイサービスぐらいは受けられる、またヘルパーさんがそっから出かけられるような、やはりその辺の介護関係のですね、やはり中心的な、これは当然建物も必要になってくるかなというふうに思うんですが、施設もですよ、やはりこのデイサービスくらい、デイケアとかですか、デイサービスくらい受けられるような確保やですね、なんかもしてかなきゃなんないんじゃないかなと、最低限、これは下のほうと違うんで、まあ、思っておるんですが、その辺の対応についてどのように考えているのか、ちょっと伺います。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 今、石河さん、石河議員から質問のあった、いわばその介護という分野であります、これは医療も福祉も関連はいたしますけれども、山木屋地域の中でどれだけの人たちがどのような場所に何人お住まいになられるのか。で、その人の介護の受けるいわば認定のランクづけだとか、そういうように体力的な状況だとかも含めて、まさにさまざまな情報共有を、町の保健センター、あるいは包括支援センターもありますので、あるいは今度診療所を開設する済生会のさまざまなスタッフや持っている情報等も折り合わせながら、状況判断をいただきながら、現実的にどのように対応すべきなのかは、まさにこの4月1日以降の新しい課題だと思っております。で、それはないがしろにするのではなくて、やっぱりこの状況であるからこそ、どういう形で、町のいわば特に高齢者の福祉政策、介護政策に、あるいは医療政策も含めて、どう対応すべきかは、敏感な感性をもって取り組んでいきたいと考えております。

ので、ご理解をいただきたいし、またこの懸念の状況、情報伝達については、議員の皆さん方からもいただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） 特にこのお年寄りの皆さんが大多数になるというふうに思うんで、その辺の対策、まあ、対応ですか、きっちりこの、今後大事になってくるんで、お願いしたいというふうに思う次第であります。

あとはですね、やはりこのなりわいの回復といいますか、取り戻す観点からはですね、特にこの、まあ、町長も自らこれ農業人でありますし、やはりこの川俣の農業っていうのも、まあ山木屋の農業で半分はね、大体山木屋の農業が半分ですよ、川俣の農業。ですからこれ半分は、今は川俣の農業もだめになっちゃったっていうか、本当にこれ大きな損失っていうかね、まあ、下のほうも生産意欲をなくしてね、作付面積なんかはどんどん減っているっていうふうに、この思っておりますよね。ちょっと数字をこう単純に見ただけでもですよ、原発前の平成22年にはですね、作付面積が大体903町歩、903ヘクタールあったんですが、これ、23年に原発があつて、25年の数字で440ヘクタールだから。だから、いかに、まあ、ほとんどはこれ、山木屋が作付できないっていう方向になったんで、これは440、463ヘクタールの減になるのかな。だから本当にそういう点ではね、やっぱり山木屋、川俣の農業を取り戻すためには、当然この山木屋の農業再建は、これは欠かせないっていうふうには思うんでありますが、ただ、なかなかこれも、状況を見れば、まあ私もこれ、百姓をやっておるんで、今の現場を見れば、この厳しいというふうに特に思っております。

ある新聞でちょっと見たんですが、飯舘も今回解除になるということで、ある農家の方のちょっと記事が載っておったんですが、その人は和牛かな、多分肉牛をやっている方で、で、放牧するんだって。放牧農業ですね。で、私もこの一定の、まあ、いずれにしろ先ほども議論されてるように、やはりこれ、なかなかあ、6年間も農作業から離れている。年もとってるっていうふうに、まあ、なかなか我が家のこの農業も再建の方向にはいかないっていうふうな状況になるんで、少なくともいろいろ今段取りされている飼料作物とかね、県議の時代から段取りもやっておられたんで町長はわかるかと思うんですが、今回はこれ、100町歩だから、あと残りね、いいところやっぱり500町歩ぐらい残りますわない。除染したとこだけでも。

で、400町歩、500町歩ですよ、やはり耕すっていうのは、これ本当に容易でないですよ。もちろん水田についてはね、水稻の作付なんかは大型のトラクターとか大きな作業機使えますんで、それは100町歩、200町歩、これは可能だと私は思うんですが、ただ、この400、500町歩を本当にこの荒らさないで、将来とも何とかこの利用活用していくっていうふうな農業を考える場合ですよ、特に私はこの、本当に畜産の再建っていうか再生っていうのかな、やはり欠かせないのではないかなっていうふうに思うんですよ。

まあ、ちょっと新聞で飯舘村の農家の記事が載っておったんで、まあ、飯舘は飯舘

牛で有名だったし、かつてはあそこも3,000頭くれえいたのかな。飯館はね。だから、本当にこの、あそこの和牛っていえばね、肉牛っていえばこれは全国でも有名だったんですが。

だから川俣の山木屋においてはですよ、今後、このような放牧農業も含めた、やはりこの100町歩、200町歩、本当にこの利用できるような、耕すだけじゃなくて、本当にそのような新たな作物も考えなきゃなんないし。畜産の再建や再生も考えていかないと、本当にこれ、一部は使ってつけけれども、あと本当にこの、まあ、残念ながらね、10年、20年後、やあ、雑草だらけになっちゃったわいでは、これ何ともなんないんで、今からですね、本当にこのその辺、大変厳しいけれども、やはりこの現場を見ながら、あと戻る農家の皆さんと相談もしながら、できる、本当に作付できる作物は何なのか、畜産の再建も含めてやっぱりこれ考えていかなきゃなんないんで、当然、町長も農業人でありますので、ビジョンも含めて、再建策、あろうかなっていうふうに思うんで、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） ただいまの石河議員の質問でありますけれども、いわばその山木屋地域には約600ヘクタールの農地と言われる、地目上、水田と畑と牧草地、草地という地目登記をなさっている面積が約600ヘクタールあって、その95%ぐらいは一次除染は終わったと言われるように情報を伺っております。しかし、その除染が完全に完了して、次年度から再生産ができるような状況になったかと申しますと、まだまだたくさん課題を抱えていることは事実であります。取りつけの農道の回復だとか、管理の復興だとかもありますし、あるいはその農地を持続するに当たっては、これからますますその土地利用型農業を、どういう形で何をつくってどういうマネジメントが持続的にできるのかということまで考えないと、単純に600ヘクタールの農地をどなたかやりませんかでは済まない事態だと思っております。

午前中の質問に、約6割の方が10年間、お願いをしたい、委託をして、もう自分たちは耕さないよという答えをアンケートに答えた方々もいらっしゃいますので、これは極めて大きな変化だと思っております。人・農地プラン等も入れながら、あるいは今、山木屋には6人の若い青年が、山木屋の農地を守っていきたいんだという極めて情熱的で前向きな農業者が、担い手がいますので、なおかつその人たちがより一層連帯感を持ってあの農地を生産持続できるようなお手伝いを、川俣町、そしてこれは国、県も含めて支援するのは、私は当然の方策で、極めていいことだと認識をいたしております。

しかしながら、彼らが今取り組もうとしているそのいわば農地の保全管理が当面メインの仕事になります。あるいは水田等については約、今80ヘクタール近くの水田に、仮置き場として使われていて、その水田は山木屋の中においては極めて優良一等農地なんですよね。で、そこに排水路等の整備の基盤整備事業等々も入れておりますけれど、それらがスムーズに事業が進捗できないという状況もあります。そこを含めてこれからその、まあ、当面の大きな課題として中間貯蔵施設に搬出をお願いしたい

んだというお話を申し上げましたけど、そういった回復状況等をあわせながら、農地をどのように利用していくのか、あるいは作目をどうするのか、そしてその担い手だけで賄えるのか、それはこれから多面的なご指導をいただきながら、あるいは国や県とも状況を賜りながら取り組んでいかなければならない課題だと思っております。

◇ ◇ ◇  
○議長（高橋道也君） 休憩します。再開は2時15分とします。（午後2時02分）

◇ ◇ ◇  
○議長（高橋道也君） 再開します。（午後2時15分）

◇ ◇ ◇  
○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） 大変、ちょっと除染のほうに戻ってちょっと申しわけないんだけど、で、農地の除染についてですね、ちょっと聞くのを忘れたんで、かなり以前に私聞いたときには、農地の除染、まあ、ちょっとなかなか協力も得られないというところがあって、この終わってないようなところもあったんですが、現状ではどの程度除染は、あれですか、農地全て終わったんですか。引き渡しの状況もどのようになっているのか伺います。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

全体、農地の対象面積ですね、974ヘクタールございまして、そのうちですね、608ヘクタールが今終わってるところでございまして。そして29年度以降ですね、実施をする予定の面積が33ヘクタールというふうに聞いております。それ以外はですね、畦畔法面、草地、草地等っていうことで、除染からちょっと面積は除かれたところもございまして。そして、地力の回復の作業がですね、今残っているところは、地権者の希望によっては13ヘクタールが非施工ですね。そして、まだ物理的な要因というところできなくて1ヘクタールという報告を受けております。また、牧草地の関係でございまして、剥ぎ取りが、地権者の希望によって行われてないところが0.3ヘクタール、そして物理的な要因でできてないところが0.2ヘクタール。そして播種、種まきですね、こちらのほうが、地権者の希望によって非施工になっているところが0.8ヘクタール、未施工のところは0.6ヘクタールということの報告を受けております。

なお、農地除染の関係でございまして。の進捗でございまして、昨年からは復興庁そして環境省、そして私どもで除染対策会議を開いております。その中でさまざまですね、クレームも実際の話として聞かせていただき、書類で示していただきながら、それをどういうふうに解決していくかということ、環境省の考え方、そしてその考え方が及ばない部分はですね、我々もですね、意見をしながら、実施を広げていく、進めていくというふうで調整をしているところでございまして。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） まあ、いずれにせよですね、全ての農地についてですね、大変、

いろいろ事情もあって大変かなとは思いますが、基本的にこの100%ですね、やはりこの除染をやっていただくということで、努力していただきたいと。さらに。その辺を強くお願いしておきたいというふうに思う次第であります。

あとはですね、やはりこれ、農業再開に向けてはね、やはりこれ、土がやはり基本になるんですね、農業の場合はね。だからこれ、2年や3年で昔の本当にこの肥沃ない土地がこれ戻るわけではないので、今後ですね、やはり5年、10年とかけてですね、やはり本当にこの、まあ、当然これ、客土されて山砂入ってるわけですから、やはり堆肥なども投入しながらこれはやっていくしかないっていうふうに思うんで、その辺もちょっとこの本当に中長期の計画を持たねえとだめかなっていうふうに思うんですが、やはりいわゆる営農再開の支援事業なんかもですね、やはり継続しながら、その辺もやはり取り組まざるを得ないっていうふうに私は思うんで、その辺の取り組みについても、町長、今後、当然引き続いてやんなきゃなんないと思うんですが、その辺の決意も含めて伺います。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） ただいま質問がありました、いわば地力回復をメインの事業とした地力回復事業、営農再開支援事業の中にそういうメニューが組み立てられておまして、で、まさに5センチの表土を剥ぎ取ったときに、何年でその豊かな表土をつくれるかっていうと、これは極めて長い年限が必要であることはもう過去の歴史が示しているところでありますので、今、国等では2年間は地力回復事業をやるよとは言ってはいるものの、これからもっともっと、それだけではその地域の再生にはならないんだということを説明しながら、そのそれが長い年月にかけて対応できるように求めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） あと大きな2番目でございますけれども、で、日本一の子育て支援のまちづくりをということですね、今回ちょっと質しておいた、まあ、前向きな取り組みがね、ぜひ私は必要ではないかなっていう点で再度伺うわけにありますけれども、いわゆる本町の場合はね、今までもですよ、やはりこれ、他町村に先駆けてこの子育て支援の事業については、特にこの医療費の無料化なんかはですよ、やはり平成21年の4月からこの中学校の卒業までとかね、平成24年10月からだったですかね、これ18歳までのね、高校生までこの無料とするとか、これ、いち早く、もちろん県のほうもやるっていうこともあったんで、本当にその辺は他の市町村に先駆けてこのやってきたんですよ。本町もね。

だから、そういうことも過去の実績にはあるので、今回ですよ、特に今大変な状況に我が町はこの、なっているんで、この思い切ったですね、やはりこの本当に日本一の子育てしやすいまちづくりっていうのかな、当面ですよ、ちょっと全国のやつはちょっと詳しく私ちょっと資料をちょっとまだ手に入っていないんですが、福島県内におければね、ちょっと先ほども答弁にはあったんですけども、で、出産祝金で言えばですね、参考までにちょっと申し上げれば、多分、磐梯町が一番進んでるんですよ。

ね。これ、第1子が20万円、第2子が30万、第3子が50万、で第4子以降も50万っていうふうにこの、多分、磐梯町がこれトップじゃないかなっていうふうにこの思っておるんです。あと学校給食も教育長から答弁があったように、今、金山町だけですかね、全額無料つつうかね。でもお聞きするところによると、これも子育て…

○議会事務局長（大内 彰君） 石河議員、残り5分です。

○9番（石河 清君） あとですね、今年度、新年度から取り組むっていうところがちょっとあったんで、ちょっとどこの町か、ちょっと今、ちょっとど忘れしちゃって申しわけないんですけども、あ、埴町ですね。埴町が何か29年度からこの無料と。だから、今、県内のトップっていうのは乳幼児の、あ、ごめんなさい、給食の無料っていうのは、金山町、あと今回この無料になるところがあるんで、だから本町でもやはり思い切ってその、今回、完全無料と、あとですね、先ほど申しあげましたようにこの、まあ、ちょっとこの第1子からここ20万と、今回、うちらほうもあれですか、町長、10万ということで、大変これは私は前向きでよかったかなっていうふうに思っておるんですが、やはりこの辺、まず県内のトップを目指して取り組んでいけば、全国でも私はトップクラスになるっていうふうに思っておるんですよ。

だから、どうせやるにはこの小出しでなくて、思い切ってこの、やっぱり今までもこう、中途半端なことだったんでないかなっていうふうに、いろいろやっってはいるんだけどね。だからそういう点では今回ですね、ちょっと、まあ、新町長にもなったということでもありますんで、町長、この思い切ったこの子育て支援をですね、やはり全国一を目指して、やはりこの川俣に来れば本当に全国一、この安心してこの子育て支援もできるというようなことですね、やはり売り込めるような、その辺な町に、思い切ってですよ、やはりこの子育て支援もこの取り組んでいく必要があるというふうに私は思うんでありますよね。

まあ、今回前向きなこの答弁も私は出ているんで大変私も喜んでいる次第なんですけれども、さらに今後もその辺の日本一を目指して、当面はですよ、福島県内一ぐらいをまず目指して、この取り組むべきではないかなっていうふうに思うんで、その辺の、今後のビジョンも含めて、取り組みについて町長に伺います。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 先ほど来答弁でも申し上げてきたとおり、その生まれた子どもさんへの支援策としてのお祝金は倍増したいというお話をさせていただいて、議案の予算の中にも入っているんですけども、その給食の完全無料化については、若干時間をいただきながら、そのいわば財政的な裏づけ等々も含めて考えなきゃなんないという課題だと思っておりますので、5月をめどに、政策的にどういう予算にどう配分するか等々も含めながら、どこまでできるかを私どもの今検討の中身にこう、委ねさせていただきたいのと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋道也君） 石河清君。

○9番（石河 清君） 9番です。ぜひともですね、前向きな検討をして、とにかく日本一の子育て支援のまちづくりにですね、この取り組んでいただきたいと。また、その前にね、いろいろ答弁もいただいたんですが、本当にこの帰還の方向に、これ、なってるわけですから、本当にこれ、課題山積でございますので、一つ一つですね、本当に前向きに条件整備に、これ全力を挙げて取り組んでいただきたいと、そのことを強くこの要請をしてですね、私の質問終わります。

○議長（高橋道也君） 2番議員 村上源吉君の登壇を求めます。村上源吉君。

○2番（村上源吉君） 2番議員の村上源吉です。佐藤金正町長、当選おめでとうございます。私も補欠選挙で、厳しい戦いでしたが、後援会初め皆様の支持のもと当選することができました。皆様方に御礼申し上げます。4,070票の重さを感じているところです。川俣町発展のために、議員皆様とともに頑張っまいります。

それでは、佐藤新町長に川俣町の現状とこれからの施策について質問いたします。

1点目は、山木屋地区復興拠点の運営について。（1）運営主体、方法について。（2）使用料について。（3）入居する業者は決まっているのか。

大項目の2点目、避難解除に向けた対応は万全か。アンケートから見えてくる問題点は。

3点目、町中の空洞化対策と取り組みについて。（1）空き家、危険建物、空き地等の数は。（2）危険建物の取り扱いは。

4点目、旧精練跡貯水池の取り壊しはいつ行うのか。（1）跡地利用は。

以上、4項目、細部6項目について、佐藤新町長に考えとこれからの取り組みについて伺います。

○議長（高橋道也君） 当局の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤金正君） 2番 村上源吉議員の質問に答弁をいたします。

初めに、山木屋地区復興拠点の運営についての、その（1）運営主体、方法についての質問でございますが、山木屋地区復興拠点商業施設の運営につきましては、町直営として、小売店と食堂については業務委託をしまいる考え方でありま。

さらに、（2）の使用料についての質問でございますが、本定例会で、山木屋地区復興拠点商業施設の設置及び管理に関する条例を上程させていただいておりますが、使用料の規定は設けてはおりません。

その理由は、小売店と食堂は直営店としていること、及び当該施設には占有して利用できるような部屋を設けていないためであります。屋外でのイベント等の催しも想定されますが、山木屋地区の皆様の生活再建に向けた復興拠点という性格の施設でありますので、にぎわいをつくっていただけることは大いに歓迎したいという気持ちをあらわしたものであります。

なお、各種団体の皆様が会合等で使用したいという場合も想定されますので、公民館の使用 방법에準じて、職員においてスケジュール管理は行ってまいりたいと考えております。

さらに、3番目の入居する業者は決まっているのかについてのご質問でございますが、小売店と食堂について、今月中旬に、公募型プロポーザルにより受託希望がある事業者を募集することといたしており、受託候補者の決定の時期につきましては、審査後の4月下旬を予定いたしております。

次に、2点目の避難指示解除に向けた対応は万全かの、(1) アンケートから見える問題点についてはのご質問でございますが、最新の住民意向調査につきましては、昨年11月に行われ、今年2月に速報版が公表されたところであり、回収率は50.9%、前回の61.5%と比較して、約11ポイント下がっております。

前回と比較し、変動割合が高かった回答といたしましては、現在の住居形態として、持ち家の割合が13.7%から29.3%と約16ポイント上昇した一方で、仮設、借上住宅の割合が56.4%から42.8%と約14ポイント下降しており、新たな居住形態に移行しつつあることを伺えます。

また、震災当時の住居については、修理で居住可能とする割合が52%から38.2%とこれも約14ポイント下がっており、環境省による荒廃家屋の解体事業によって対象数が減少したことや、既に家屋の修繕が完了したためと推察できます。

続いて、将来の意向についてであります。将来も含め帰還したいとする割合が44.2%から43.2%と微減となったほか、まだ判断がつかない方が16.4%から13.6%と約3ポイント減少した一方で、帰還しないとする方の割合が24.9%から31.1%と約6ポイント上昇しております。これは、昨年10月に避難指示解除の時期が決定したことも影響していると思われ、将来の意向について一定の方向を固められた方の割合が増加していることがうかがえます。

町では、今回の調査結果から、当面の帰還者は、山木屋地区全体の1割から2割程度の数となり、その年齢層は高齢者が中心になると想定しており、急激な過疎化と高齢化が進行すると懸念しております。

これまでは、診療所やデマンドタクシーの再開、井戸掘削、集会所の修繕、買い物環境の整備等を進めてまいりましたが、今後は、従来地域の中で行われてきた共同作業など、コミュニティーの維持に向けた取り組みのあり方について、地域の方々とともに検討する必要があると考えております。

町といたしましては、帰還された方や行政区長等々のご意見を十分に伺いながら、課題解決に向けしっかりと取り組んでまいります。

次に、3点目の町中の空洞化対策と取り組みについての、(1) 空き家、危険建物、空き地等の数についてはの質問であります。平成26年3月に策定しました川俣町中心市街地活性化基本計画では、中心市街地を、古くから地域の中心であった川俣地区を主として、旧街道沿線に立地する商店街を中心に、町役場や中央公民館、小中学校など主要な生活利便施設を包含した約128ヘクタールの区域と定義づけております。

この中心市街地活性化基本計画では、危険建物の調査はしていませんが、区域内における空き家等については実施しており、平成25年の空き家は11件、空き店舗

は 81 件、空き地は 22 件と示したところです。

一方で、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成 26 年に成立したことを踏まえ、町では、全町を対象とした空家対策に昨年度から取り組んでおり、具体的には川俣町空家等対策本部設置要綱、及び川俣町空家対策協議会規則、失礼しました。川俣町空家等対策協議会規則を制定し、今年度から対策計画の策定の前段となる空家調査業務を実施しているところであります。

この調査業務は、町内全域の空き家の特定を目的としたものであり、現地調査や所有者の特定及び所有者の意識、意向調査まで実施し、現在、その調査結果の集計中であり、あります。

なお、空き地につきましては、空家等対策特別措置法では、空家等の定義を、居住その他の使用がなされていないことが状態である建築物とその敷地としていることから、空き地単独ではなく、空き家と合わせた調査となっておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、(2) の危険建物の取り扱いについての質問であります。危険建物につきましては、空家等対策特別措置法では、特定空家等としており、来年度において、調査結果から明らかになった空き家を対象に、周辺への影響が大きいなどの法令に定められた基準や川俣町空家等対策協議会の意見を踏まえながら、特定空家等を判別していくこととなります。

特定空家等に対する措置や対処につきましては、当然、所有者の大切な財産であり、安易に撤去等を行うことは財産権の侵害に当たることも踏まえ、川俣町空家等対策協議会において慎重に審議を重ねながら、来年度において、特定空家等の取り扱いについて盛り込んだ空家等対策計画を策定していく考えであります。

次に、4 点目の旧精練跡貯水池取り壊しをいつ行うかの、(1) 跡地利用はについての質問であります。旧精練跡貯水池につきましては、旧小池電設株式会社協の第一貯水池、敷地面積 426 平方メートルと、川俣南小学校の裏に位置する第二貯水池、敷地面積 633 平方メートルの 2 か所でございます。

これら貯水池に隣接する復興公営住宅、新中町団地には山木屋地区の方々が入居されており、そのコミュニティーをいかに形成するかが課題となっていることから、来年度以降、それぞれ貯水池を取り壊し、第二貯水池には交流活動を持続的に開催できるよう集会施設を建設するとともに、第一貯水池には集会施設用の駐車場を整備したいと考えております。集会施設の利用のあり方につきましては、今後は復興公営住宅に入居される方々と周囲にお住まいの方々との交流を深めることも重要であると考えことから、十分に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2 番（村上源吉君） では、何点か質問、再質問させていただきます。

復興拠点の小売店と食堂は、これは別個別個に公募をかけるんですか。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

そのとおりでございます。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） それでは、2番目の避難解除に向けた対応は万全かということで、ちょっと私なりに、ちょっと不安な点があるものですから、質問させていただきます。意向調査の5ページですか。年内に、まあ1年以内に戻りたいという方が58.9%、3年から5年、10年、あとは時期を決めていないという方もいらっしゃるんですが、こういった方の年齢層などは把握してるんでしょうか。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

今、村上議員お示しされたのは、これ、速報版ということで、ことしの2月の14日に公表されたものでございます。もう間もなくこれのですね、最終版というかですね、詳細版が公表いたされます。

その中で、この、今示されたような数字のですね、バックデータですね、高齢者がどうである、若い方がどうであるということが出てまいりますので、ちょっとまだ私もそれを入手しておりません。この後のですね、復興庁の公表により、そこら辺が明らかになってまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） 私も今回の選挙でいろいろな方と会うと、やはり核家族になって、高齢になって、仮設がいつ出されるか、そういったことについての不安が大変多く聞かれたんですが、今現在、体育館と農村広場の仮設に何名ほど入って、何か所くらい空いてるのかわかりますか。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

農村広場のほうでございますが、160戸整備してるうち、今102戸が入っているとところでございます。そして人数としましては190人でございます。あと、体育館のほうでございますが、40戸整備したうち、現在15戸が入っておりまして、人数としましては29人が入居されている状況でございます。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） そうすると、これも、帰還した方々も、各行政区ですか、そういったところも、行政区の改編とか、そういったがなも必要になってくると思うんですが、そういった改編関係は考えておるんでしょうか。

○議長（高橋道也君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 村上源吉議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今月末31日、山木屋地区の避難指示が解除されます。行政区長さん方と相談をさせていただいております。で、帰った人数で、ちょっと今後相談をしてみたいというところが入り口でありまして、今後やはりですね、2年くらい経過した後にはです

ね、その後帰還人口なり帰還世帯を見ながら、行政区の再編等を考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） この、あれですね、今現在、農村広場が160のうちの102戸、体育館が40戸のうちの15戸が入居ということなんですが、こういった空き仮設関係は、順次取り壊していくようになるんですか。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） お答えをいたします。

これ、棟でつながっている中でですね、全ての棟が、棟1棟ががらっと空きになったという状況ではございません。したがって、その棟をですね、幾つか空いたからといって、順次壊していくと、そういった考えはございません。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） そういうことになると、あと1年2年という仮設の設置があれば、農村広場が農村広場として機能回復するがなは、最低どの時期になるとお考えなんですか。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 原子力災害対策課から住民支援という立場でお答えをさせていただきます。

県及び国に対してですね、まだまだ仮設住宅にお暮らしの方がですね、次の住まいを得られるようになるには、時間がかかるということで、県が今定めております平成30年3月での仮設住宅の供用開始よりですね、もう一年は延ばしていただきたいという要望を上げているところでございます。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） 今回の、ことしの3月ですか、避難解除になったときに、今現在102戸が農村広場が入っているというんですが、これが帰還、避難解除ですか、された場合に、さらにここはどのくらい空きが発生する予定になってますか。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 具体的なですね、アンケートっていうものとはっているわけではございませんが、仮設住宅のですね、自治会をやっておられる方たちのお話を聞くとですね、現在の半分近くがですね、29年度の中で次の住まいにですね、移られるんじゃないかなっていうお話を聞いているところでございます。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） まあ、ここ、もう160戸のうち100戸を割ったり少なくなった場合に、やはり逆に、ちょっと町長に伺いたいんですが、町の、何ていうんですか、壁沢の団地とかそういったやつも空きがあるんですが、そういったところに、何ていうんですか、移り住んでもらうっていうような方法もあって、農村広場の開放とかそういったがなも早期に進めるべきだと思うんですが、その辺の考えはどうお持ちです

か。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 答弁させていただきます。

壁沢の話を出されましたけれども、あそこは川俣町が使える予定は12戸とお聞きしております。これは、一定期間確認をしていかないと、今この場所におきまして、どのぐらい川俣町の人にお使いいただけるかっていうのは、答弁できる状況までは至っておりません。

12戸のうち7戸、今入居なさっている現実の姿の数値は7戸でございます。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかもしれないですが、壁沢の雇用促進ですか、そういった空き等に移り住んでもらうといった場合、何戸くらい、今現在、雇用促進は空いてんですか。

○議長（高橋道也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 壁沢の町の住宅の空きということですが、今ちょっと手元に数字を持っておりませんので、後で調べましてお答えしたいと思います。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） それは後で資料お願いします。

3番議員に答弁して今後生活相談事業というがな、こう、実施するってことなんですけど、これはいつごろから実施して、住民の相談に乗るようになってますか。

○議長（高橋道也君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 4月から始めさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） これを早く実施してですね、ひとり暮らし、あと高齢者世帯等、よく把握してもらいたいと。何せ、ひとり暮らしとか年寄りの方々が、いかにほの、何つうんですか、こもりがちになって体調を崩すってことが多いんで、その辺は早急にですね、実施して、常に見守りをお願いしたいと要望しておきます。

次に、町中の空洞対策なんですけど、私も福島会社に、結婚した当時から土建屋に行ってたんですけど、以前、福島でも蓬莱団地で5万人都市構想やった際にですね、大変福島市が空洞化になって、商業者関係等が大分苦勞したという例があるんです。その後には、今度はある程度戻ってきたなと思ったら、郊外型の商業施設ということで、大変町中の空洞化が深刻な問題になった例があるんですけど、川俣も私も聞いてびっくりなんですけど、25年のこれ空き数なんですけど、空き店舗が81軒ということは、今現在何軒くらい、こう、商店が川俣に店舗あるか、ちょっとわかりますか。空き店舗の数は、81軒とこうなってるんですけど。

○議長（高橋道也君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

議員もお持ちの中心市街地活性化基本計画、26年3月にこちらの計画書を作成したものでございますが、これ以降の空き店舗の実数というのは、町のほうではまだつ

かんでございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） すみませんでした。現在営業している店舗の数ということですが、すみません。手元に資料ございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） 今後ですね、これ、事業計画でやるってことなんですけど、町長、これはいち早くやしないと、町の中が本当に手のつけられない状態になって、本当に空洞化が激しくなると、本当に寂しい町になってしまうんですけど、町長、どんな早急な取り組みできるか、ちょっとお考えをお願いします。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 答弁をさせていただきます。

いわば、旧商店街の再生、活性化等については、これは、言ってみれば、日本全国至るところで、大きな課題としてさまざまな挑戦をして取り組んでいる市町村もあります。しかしながら、その成果が持続的に達成されるっていうのは、極めて厳しい状況だと思っております。

と申しますのも、郊外型の、資本力のある程度持ってらっしゃる、いわば買い物ゾーンっていいですか、そういうショッピングセンター的なところに、今買い物に、車社会の移動によって生活を満たしているという考え方の住民の方々が大変多くなっておりますので、本町においても今詳細の調査をいたしておりますが、その中にどういう施策を入れられるのか、あるいは、今も瓦町の一部では、交流サロンっていうのをつくられて、奥様方が集ったり、もう一方、鉄炮町では絹蔵というものもやっておりますけれども、それぞれの今までやってきた実績あるいは成果、あるいはそこに住んでらっしゃる人たちの思い等々もお聞きしながら、前向きな検討をさせていただいて、どのようにできるかについては、まだ時間を要する課題だと思っておりますが、そういう意識で、中心市街地の活性化については、取り組んでいかなければならない課題だと思っております。

○議長（高橋道也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 先ほど壁沢、町の壁沢団地住宅の空き戸数ということでご質問いただきましたが、壁沢の1号棟のほうは5戸の空き、壁沢の2号棟のほうは3戸の空き、合計8戸、今現在空きがある状況でございます。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） 町中の空洞化を早期に解消できるような施策のほうに、知恵をちょっと絞っていただきたいと。

次に、旧精練跡地の取り壊しの件なんですけど、私も以前は南自治会でいろいろ集会施設、いろんながなこういう要望をした件がございますが、当時は精練の事務所跡地に集会施設ってことで、大分お願いしたんですけど、今回は、調整池の第2調整池に、

ただ復興公営住宅の集会施設だということでお伺いしたんですが、地元新中町でも、相当前から集会施設の話が出てたんですが、地域と一体で、やっぱり避難の方々も交流するには、やはりスペースが狭かったり、いろんな話があつと思うんですが、そういった、当初出された計画の集会所の面積等は、将来変わる要素はありますか。

○議長（高橋道也君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 質問にご答弁いたします。

精練跡地への集会所の建設というふうなことでございますが、こちら、国との調整をいたしまして、ただいま新中町の復興公営住宅、その集会所というふうなことで、計画を進めております。

○議長（高橋道也君） 課長、もうちょっとマイク、正面さ向けて。

○企画財政課長（佐藤修一君） すみません。失礼いたしました。

今現在、国のほうと調整をしながら進めておりますが、今後そういった議員のご意見等を踏まえながら、計画については進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） 以前もちょっと話したんですが、使いやすい復興庁の金だということで、どうぞご自由についてというような話があったんですが、やはり、以前、山木屋のコミュニティーは、複合施設で、こう提案したらば、各省庁の縦割り行政でだめだという、すごく評判の悪い、何つうんですか、金の使いづらい復興予算だったんですが、やはり今回の復興公営住宅は、やっぱり地域をほんとに巻き込んだやっぱり計画で、国と強く交渉してもらいたいと思うんですが、その辺、十分交渉していただけますか。

○議長（高橋道也君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 貴重なご意見ありがとうございます。そういったご意見も踏まえまして、今後国と協議を進めながら、計画を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） もう1点なんですが、第1調整池ですか、駐車場になるほう。この辺についてもですね、震災の年の春か、その前の年かな、大作団地で火災が発生した際に、かなり水の供給に難儀したわけなんです、やはりその貯水池の機能を地下タンクとかそういったがなでも残していただけないかという、前も自治会等で話出たんですが、その辺の検討はどうでしょうか。

○議長（高橋道也君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 質問にご答弁いたします。

貯水池としての機能を残したままというふうなことにつきましては、今のところ協議はしておりませんでしたので、そういったこともあるというふうなことをお伝えしながら、できるかどうか、これはちょっと、まだ何とも言えないんですが、その辺も協議にのせていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） その辺について、ちょっと建設水道課長にお聞きしたいんですが、あそこに消火栓、2基目のがな、こう、請願あがったことあつと思うんですが、あそこでの水圧で、消火栓2本は使える水圧あるんですか。

○議長（高橋道也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご指名いただいたんであれなんですが、町のですね、水道施設の施設規模が小さいということもございまして、一般的に申し上げますと、口径が太い管でも300ぐらいしか入ってないんです。それからしますと、消火栓、二つも三つもあげるっていうのは、水道水が濁ったりとかという事故につながるおそれがございますので、そういう使い方はされないほうが、水道の管理部門としては、そういう二つも三つもは使わないでいただきたいっていうのが、私どものほうの考え方でございます。

○議長（高橋道也君） 村上源吉君。

○2番（村上源吉君） そういったことなんで、ぜひ地下タンクとかそういったがなも検討して、駐車場整備に当たっていただきたいと思います。

以上、終わります。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） ここで休憩といたします。

再開は3時20分といたします。

（午後3時04分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 再開します。

（午後3時20分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 村上議員の先ほどの質問にご答弁いたします。

現在、町中、中心市街地でやってる店舗数でございますが、計画策定時には、医療機関、金融機関、小売店、サービス業、飲食店、その他の店舗を含めまして、151店舗でございました。現在は、大体これと同数。正確ではございませんが、こちらと同数程度というふうになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋道也君） 10番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。

遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 10番議員の遠藤宗弘でございます。ちょっと喉を痛めてるんでお聞き苦しいかと思いますが、何とかご協力をお願いいたします。

私は、日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた声の中から、大きく4点について町当局の考えを質してまいりたいと思うわけであります。

今、本当に国の政治を見ていると、非常に日本の国がこのままでやっていけるのかどうなのかという危惧さえ、私のような素人でもするわけです。特に、この安倍政権のもとでのアベノミクス、これは三つ、全く破綻しておりますね。アベノミクスでも

ってトリクルダウンの政策で、大企業はもうけてっけれども、末端には何にも、滴も落ちてこない。消費税の大増税の破綻ですね。景気は一向に回復しない。また、異次元の金融緩和で、年金暮らしの人たちはどうやって暮らすのかというような事態に追い込まれているというのが実態ではないかと思えます。それで、一方では、お友達に対しては、国の土地であろうと何であろうと、無償に近いような形で提供するような、こういうことが平気でやられている。これが本当に民主主義国家なのかと、私は疑問に思わざるを得ないわけであります。

こういう政権のもとで進められている行政ですから、よっぽど気を引き締めて町政に当たっていかなければ、町民の暮らしを守るなどということは、とても大変なことだと言わざるを得ないわけであります。そういう立場から、新町長の考え方について質していきたいと思うわけであります。

第1点は、町長の原因事故に対する責任を問うという問題であります。川俣の住民は、原因事故さえなかったなら、家族みんなで安心して暮らしていたのに、健康不安もなかったのに、全町民が原因避難生活を強いられているというのが現状だと思います。東京電力福島第一原因事故から6年が経過しますが、事故終息の見通しは全くたっていません。原因の中がどうなっているのかもわからなくて、なぜ復興ができるのでしょうか。住民に原因もわからないまま安心しろと言うことぐらい、無責任な政策はないのではないかと思わざるを得ないわけであります。なりわいの再生への努力は続けられていますが、原因事故前には全然戻っていないというのが現状であります。そういう点で、川俣町の住民は、全て、この東京電力の原因事故によって、非常に苦勞をさせられているというのは現状だと思います。

今度は、新しく町長になられた佐藤町長は、長い政治活動を自民党与党の大幹部として、原因推進、原因の安全神話を流し続けてきた方であります。この自民党の大幹部として、原因は安全なのだ、安心しなさいと言い続けてきた、この道義的責任はどういうふうに感じておられるのでしょうか。

特に、私などから言わせれば、私は福島第二原因建設のときから、安田純治弁護士を先頭として、建設反対、危険だからつくるなという運動を進めてきた1人であります。そういう方がいる一方で、原因は安心だ、さあ進めようと札幌らでほったをはたくような形でつくり上げてきた、この原因が事故を起こした。この責任はどういうふうに考えておられるのか。道義的責任をちゃんとわびる姿勢があるのかどうか。これは、これから川俣町の町民のリーダーとして立っていくに当たっての重要な分岐点であると考えざるを得ないもんですから、この点について、明確な町長の態度をお示し願いたいと思う次第であります。

2点目の問題は、自主避難者への支援をということであります。県は自主避難者への住宅支援を3月で打ち切る方針を出しているが、川俣町から自主避難している人は、88世帯、215人というふう聞いております。これも、恐らくもっと上回っているのではないかと私は推測するわけであります。

住宅手当が打ち切りとなると、これは、生活は本当に、その月から大変なことにな

ってしまいます。特に、都会などで暮らしている方は、この住宅手当が打ち切られれば、どうやって暮らすかということが直ちに降りかかってくるわけですので、これに対してどう対応しておられるのか。原発事故がなければ避難など生じなかった人たちであります。自主避難などするのが悪いんだみたいな言い方をなさいますが、原発事故を引き起こした政府と東京電力が責任をとるのは当たり前じゃないですか。加害者がいるわけですから、加害者がいて被害者がいる。加害者責任をどうとらせるのか。このこと抜きに勝手に避難したのが悪いんだみたいな言い分というのは、世の中通らないのではないかと思うわけであります。

そういう点では、きのうあたりもテレビで盛んに、県も言ってます。県知事も3.11の国の慰霊祭に当たって原発問題に触れなかったのはけしからんみたいなこと、知事も言ってます。しかし、これは、全てを原発はなかったことにしたいという国の政策の一環ですから、これはやむを得ないんだと思うんですね。原発をなくして、一日も早く、もうオリンピックだ、ゴー、進めというのが自民党政府の方針ですよ。それで、だから自主避難者に対する政策も、本来的には、残る人も戻る人にも適切な支援をしていくというのが子ども被災者支援法のわけですよ。この子ども被災者支援法を全然棚上げにして、さあ、戻れ戻れというかけ声だけを立てたんでは、片手落ちだと思わざるを得ないです。

それで、今、戻りたくても戻れないという避難者がたくさんいるわけですよ。特に避難するときに、子どもを抱えて避難した人たちは、零歳だとか1歳の子どものを抱えて避難しているわけですね。その子どもたちが、やっと幼稚園に上がったとか学校に上がったとかと、友達ができたとかというその時点で、帰ってこないのが悪いみたいな言い分、これは全く片手落ちだと言わざるを得ないわけですし、子どものいじめ問題についても、県知事も盛んにいじめ問題を批判していますが、一番避難者をいじめてるのは福島県知事じゃないですか。家賃を引き上げるなんか、一方的に。加害者がいて被害者がいるわけです。この被害者が帰ってこないから、住宅手当は一方的に切ります。8万人いるって言ってるんですよ、福島県の避難者は。この8万人の家賃を全て引き上げるってのは、最大のいじめだと言わざるを得ないと思うんです。子どものいじめどこの話じゃないですよ。こういうことに対して、今まで自民党の大幹部として県政に携わってきた町長は、どのような考えをお持ちなのか質しておきたいと思う次第であります。

三つ目の問題は、1,000万円を空き地に捨てるのかという問題であります。川俣は町の財政、そんなに豊かだとは私は思えません。しかし、1,100万円の地代を、何にも使っていない土地の地代を1,100万も投げ捨てる。こんなことが許されてはならないと思うわけであります。

これは繊維工業試験場跡地の問題です。これは3年間の家賃をですね、一まとめにして、結局議会には何の報告もないまま、3年分の家賃をまとめて去年は払ったはずですよ。こんな町の会計は、私も一定程度議員で生活していますが、3年分、家賃未払いだから、まとめて払わせてくれなんかという会計処理は、初めていっきあいました。

こういうことをやったのならやったで、しょうがないですよ。

しかし、その後の処理もまた何にもやってなくて、ことしもまた、幾らですか、これ、270万ぐらいになるんですか。この地代をまた払うというんでしょ。いや、川俣町で適切に利用してる土地なら、それは、私は何も言いません。何の利用もしてない土地に、何でこんなに、4年分合わせて1,100万もの地代を払わなくちゃなんないんですか。こんなばかげた会計処理はないと思います。町長も副町長も、当時の財政課長も議会の場で、何も使わない土地ですから、返す方向で進めますということは、議会の場で言ってるんですよ。私1人に言ってるわけじゃないですよ、議会の場でちゃんと答えてる。言ったことをやってくださいと言うだけですよ、私は。

それが、弁護士と相談した。相談した形跡も何もないですよ、3年後は。それで、何かといえば、何ですか、遺跡調査をやった。遺跡調査、この遺跡調査そのものだって、私は非常に問題だと思えますよ。地主の要請で遺跡調査をやるなどということ、今後川俣町の現状をわかってる執行者だったら、やらないと思えますよ。川俣町には埋蔵文化財が200か所もあるんですから。地主の要請で全部遺跡調査やったら、何億円かかったって間に合わないですよ。なぜ、これ、こんな、使う目的もないところを遺跡調査までやんなくちゃなんなかったのか。地主の要請でやったってこと、ちゃんと報告書に書いてありますね。地主が要請すれば遺跡調査をやるものと、今後は町では進めるわけですか。こんなでたらめなことをやってですよ、町民の貴重な財産1,100万も空き地に捨てる。一方では、国民年金で暮らしている人たちが、税金払えないからと言えば、直ちに差し押さえまでするわけでしょう。どちらを向いた政治をやっているのかと。こんなこと許せるわけはありません。直ちにこんな予算の提案は撤回してくださいよ。

これで、この予算の提案に当たってはですね、結局は最終的には前の議会で、誰が責任をとるんだといったら、町長と副町長の責任ですと言ったわけですよ。ほれで、結局は3月までの30%の減額、町長の減額でやりますと。したら、それでおしまいってわけじゃないでしょう。それで解決したんならわかりますよ。3年分払って、そこで解決したんならわかる。しかし、何の解決もしないで、また1年分の家賃を議会に予算要求してですね、ほいで今度は、責任の所在だけは、もう3月で終わりだと。いや、たまたま総務課長は、全員協議会で、3月はこの条例を撤回したい。町長が変わったから撤回したい。冗談でしょと。川俣町の行政はそうなってるんですかと。町長は誰になろうとも、町長は町長なんですよ。町長の給料を減額すると決めた以上は、それは誰になろうと、守るのは当たり前でしょ。しかし、物事が全然解決してないとなれば、この30%削減は、もっと延長、1年ぐらい延期させなくちゃなんない課題が残ってくると思うんですよ。そうしなければ、議会をばかにするなというふうに言うしかなくなっちゃうんですよ。

この辺について、町当局の考え方をわかりやすく明確に答えてください。遺跡調査をやったからどうのこうのなんてことは、遺跡調査の報告は、もう出てるわけですから、それをそんなことを一々私は聞こうとは思いませんから。もっとわかりやすく説

明をお願いしたいと思います。

四つ目の問題は、町が東電に請求してる賠償請求をどうするのかという問題であります。町が請求してる賠償請求が支払われていないのが、金額については、町当局で全て明らかになってるわけですが、川俣の全町民が被災者だということを明確にするためにも、全住民に1万円ずつのお見舞金を配る。これですら、東電は賠償をしようとしてないわけですね、いまだに。もう6年もたっても、東電は勝手に町がやったことだからと、1億数千万の金を賠償をいまだにしてないわけですよ。こんなことを黙って見過ごすことができるんですかっていう問題ですよ。

まあ、新しい町長は、大幹部として国・県に太いパイプを持ってるというふうに出馬の中でも再三訴えておられたのを私も聞いてます。太いパイプというのは、住民の利益を吸い上げるものではなくて、向こうから住民のために持ってくるパイプに使ってもらいたいと思うわけでありまして。これらの賠償問題について、どのような取り組みをして今後解決しようとしているのか、町当局の考えを質して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋道也君） 当局の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤金正君） 10番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

初めに、原発事故の責任を問うの、町長は長い政治活動を与党自民党の幹部として、原発推進、安全神話を流してきた。この道義的責任は重大だと思うが、町民にわびる考えはあるのかという質問でございますけれども、私は、県議会議員時代に自民党県連の役員等も歴任してまいりましたが、さきの町長選挙告示前の2月14日に県議会議員を辞職し、あわせて自民党へも離党届を提出したところであります。これから、その段階からもですけれども、今からも町長として一党一派に偏らない町民が主役のまちづくり、とりわけ町民党としての考えのもとに職務に当たることといたしましたので、町民党としての、誠心誠意、その思いで職務に当たる考えであります。

議員がご質問の東京電力福島第一原子力発電所事故の責任につきましては、私は第一義的に東京電力の責任であると考えています。次に原子力政策を推進してきた国に責任があると考えます。この原発事故による放射性物質により汚染が拡大し、放射能の影響から山木屋地区住民は避難を余儀なくされ、また、それ以外の町民も大きな影響を受けているという現状を踏まえれば、より一層、町民の安全・安心の確保に向け取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の自主避難者への支援をの、自主避難者は原発事故がなければ避難など生じなかった。議会としても意見書を提出したところであるが、当局としてはどのような支援を考えているか質したいについての質問であります。議員が特に憂慮されております自主避難者の避難先での住宅支援についてでございますが、福島県におきましては、災害救助法による供与を終了する一方で、帰還される方へ福島県ふるさと住宅移転補助金、いわゆる引っ越しに係る費用の補助を行っているほか、1月から

は、収入要件を満たし18歳以下の子どもを有する方へ家賃補助を行っております。

私は、原発事故から6年がたち、除染の進捗や食品の安全性の確保など、生活環境が整うとともに、帰還困難区域を除いた避難区域が解除されるという、福島県にとって大きな節目を迎える中にありましては、旧避難区域以外からの自主避難者への方々への住宅支援の打ち切りについては、やむを得ないものと考えております。

町といたしましては、避難先で孤立しないよう、また、帰還を考えられた際に少しでも不安が和らげるよう、そして川俣町に安心して戻ってきていただけるよう、引き続き広報紙などを活用しながら、丁寧に本町の復興の現状についてお知らせするとともに、相談事業などに取り組んでまいります。

次に、3点目の1,000万円を空き地に捨てる土地借上料についての、昨年、何も使っていない土地借上料825万7,000円を支払ったが、その後どのような話し合いになっているのか。地権者に対して、丁寧な説明など誠意がある態度が不足し、原状回復に向けた協議ができなかったとして、町長給料を30%減額したが、いまだに何も進んでいなければ減額を継続する必要があると考えるが、当局の考えを質したいについての質問でありますけれども、先ほど遠藤議員から、質問の中にもふれられましたが、町教育委員会では、昨年10月、川俣代官所跡地の遺跡内容とその範囲について調査を実施し、その結果、木杭や河原石などの遺構・遺物が確認されたことから、川俣代官所跡の保存・保護について町文化財保護審議会へ諮問し、審議会から1月27日付で答申があったところであります。

答申の主な内容といたしましては、遺跡の原形を保った状態を損なうことなく、善良な管理をもって後世に引き継ぐ必要がある。については、町は地域住民とともに適切に管理することが望まれるといったものであります。

町としては、改めて川俣代官所跡の歴史的価値を認識するとともに、歴史の継承の責務を追う立場から、町民の誇りとなる利用方法も視野に入れた検討を考えながらも、現時点において、私は有効な活用政策は見出せない状況にあると認識をしております。

こういった観点からして、地権者の意向にも配慮しながら、改めて返還に向けた協議を進めてまいる考えであります。

また、給与減額につきましては、前町長から自らの責任を明確にし、自らを律するために行ったものであり、法律上において継承は必要ではないと認識しておりますが、私は今月までを減額とする現行の給与条例を尊重したいと考えております。私自身、今月7日に地権者とお会いをし、現状についてお話をさせていただきました。今後も胸襟を開き、丁寧に話し合いを重ねながら、問題解決に向け取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4点目の町が東電に請求している賠償請求をどう対応するのかの、町長の国・県に対する太いパイプを使って一日も早く支払いを求めるべきと考えるが、当局の考えを質したいについての質問でございますが、町では、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針等を踏まえ、原発事故によりこうむった損害を東京電力に賠償請求しており、農地へのゼオライト散布委託費用など合意があった項目については、順次

支払いされているところであります。

また、東京電力においても、公共賠償担当を増員するなどして、スピード感を持って賠償金の支払いを進めようとしている姿も感じてはおります。しかしながら、一方、町が賠償請求を行ったもののうち、山木屋地区を除く全町民に支給したお見舞金1億4,585万円、固定資産税減収分9,000万9,000円。また、原子力災害対策課の職員人件費のうち、超過勤務手当を除いた6,334万7,000円などについては、事故による法令・政府指示等により負担を余儀なくされた費用であることが確認できないとして、賠償対象外であるとの回答があり、町では継続して交渉をしているところであります。

その中で、昨年10月には、議員の皆様とともに、東京電力に対し早期の賠償を求めたほか、昨年12月及び本年1月においても、対象外となる理由を問い質すなど、繰り返し町民が住民の安全・安心を守るために実施した事業等に要する費用、いわば町が住民の安全・安心を守るために実施した事業等に要する費用は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであるとして、速やかな支払いを要求したところであります。町といたしましては、国や県、また、県内市町村等からなる福島県原子力損害対策協議会とも連携を図りながら、引き続き、東京電力に対し、しっかりと粘り強く賠償を求めてまいる考えであります。

以上、答弁といたします。

○議長（高橋道也君） 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 第1点目の問題なんですが、私はね、政治活動する者として、2月14日に県議会議員を辞職し、あわせて自民党への離党届を提出したところであります。それでもってね、過去の政治歴は全てチャラになるなどという、こんなことでは政治家としての責任は負えないと思うんですよ。いかに離党しようが何しようがですよ、今まで長年やってきて、町民に対して原子力は安心なんだと、安心・安全神話を振りまいてきた責任をどう道義的責任をとるんですかと私は言ってるわけですよ。

だから、例に出したでしょ。私のように、第二原発事故については、建設をさせないために、安田純治弁護士を先頭として建設反対の裁判までやって、議事録まで全部残ってますよ。で、そのとおり、あんとき反対した理由そのとおりになって、津波と電源が喪失して、起こった事故ですからね。で、これを推進したのは、あなたの政治的活動なんです。私は、それはやめるべきだということを取り組んだことだけをはっきりしてるんですよ。

だとするならば、町民に今までね、長年の県会議員として、安心だ、安全だと宣伝をして、住民に原子力政策に協力させてきた、この政治的責任というのは、拭い去ることはできないんじゃないかと思うんで、これからこの町のリーダーとしてやってくためには、その誤りはきちっと正して、道義的責任を明確にした上で進めるべきではないかと思うんですが、その辺は、再質問させていただきます。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 遠藤議員の再質問でありますけれども、遠藤議員はいわば道義的責任というものは免れないという認識をお持ちであるという、今、再質問をいただきました。私としては、いわば前面に立ってこの安全神話を啓蒙してきたという政治経験ではないという認識も持っております。いわば国が国策として決めて、東京電力がいわば住民の方々への安全対策をしっかりとされる中で進めてこられたものだという意識を持っていることは事実であります。

しかしながら、あのような大災害によって、そしてその後の原子力発電所の事故が発生して、このような状況である原子力災害が、たくさんの人たちの生活を奪ったり、あるいはさまざまな自然環境を壊したり、そのための帰還に向かっても、ようやく6年たっていくばくか帰還ができる状況も少しだけ見れる状況になった、極めて偉大な原子力災害だと、認識は全く遠藤議員がおっしゃられるような思いと同じものは持っております。

しかしながら、ここに至って、私がここで町長として果たす役割については、これから町民の方々や安心・安全をどのようにわかっていたか、そういった環境整備に全身全霊を努めるか、そして我がふるさとが再生できて、将来の次の世代につながるような環境、町のあり方、自然のあり方を求めて、先頭に立ってつくっていくことが、私の最大の役割だ。そういう決断のもとに、今回このような選挙に挑んで、このような形でこの場所に立たさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（高橋道也君） 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） これは道義的責任の問題は、これは本人の過去を正しく振り返られるかどうかという人間性の問題ですから、過去を正しく振り返られない人間には、未来を見通す正しい力も発揮できないだろうというふうに私は考えているので、その辺については、今後もきちんと追及していきたいと思っております。

さらにですね、町長として一党一派に偏らない町民が主役のまちづくり、とりわけ町民党づくりを進める。町民党づくりというのは、どういうことをおっしゃっておられるんですか。町民党というのは、いわゆる、私は単純に、町民党という政党を立ち上げようとしておられるのか。だとすればね、町民全体の網羅する政党をつくるとすれば、これは強力な独裁政治になるわけですよ。町民みんなをひとくりにしようという、ほんなことできやしないでしょ。政党というのは、思想信条がみんな違う人がまとまってできるのが政党ですよ。町民党ということで、川俣町民全部一つの党にするといったらば、これはナチスか何かみたく、強力な独裁政治以外には成り立たないことになるんじゃないですか。こんな安易な言葉遊びで、政治を、まちづくりを進めようということについてはどう考えておられるのか、質しておきたいと思っております。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 皆様のお手元にお配りした答弁書は、本日、朝現在に持った原稿であります。私も再度チェックをしまして、今おっしゃられるような表現はまずいと判断をして、先ほど答弁のときには、とりわけ町民党としての考えのもとに職務

に当たることが私の役割だというように、答弁をさせていただきました。その政党をつくるというような表現ではありません。そのように訂正をさせて、先ほど答弁をいたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（高橋道也君） 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） いや、町民党としての活動をしていくということについては、変わりないわけでしょ。だから、町民党と、全町民のために活動するっていうんだっからわかるんですよ、私も。ただ、町民党として住民のまちづくりを進めるということになれば、これは、私はあまり学校出てないんでわからないですが、政党というのは党でしょ、どう見ても。党と書いてある以上は、町民党、自由党だとか民進党だとかいっぱいあるわけですよ、世の中には。その一部として町民党という政党を立ち上げようということだとすれば、これはゆゆしきことだと言わざるを得ないんで、この辺については、きちっとやっぱり質しておかなければならないなと感じてるところです。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 町民党という言葉を使っておりますけれども、これは町民の方々の意見を集約、反映できる行動という認識で私が使った単語でありますので、その単語が拘束的な意味合いを持つものではありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

で、それは当然として、別に、党の申請をしたり、党活動をつくるための準備をしたり、行動したりするつもりでもありませんので、そこはご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（高橋道也君） 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） これはね、ご理解をしてくれということ自体が無理な話でしょ。この町民党、私のように、日本共産党として、ちゃんと50年もちゃんと政党届をして活動してる人間がいるわけですよ。悪いってば、言わせないよ。だけど、そういう中で、それでも町民なんだよ。それを町民党としてくくろうとするのは、これはとってもじゃないが、耐えがたいことだということだけ言っておきたいと思ひます。

時間がないので、次に移りたいと思ひんですが。

それから、自主避難者への支援の問題ですが、これはね、聞けば聞くほど、いわゆる帰ってこい、帰ってこいと。帰ってくる人たちだけのことを問題にしてるんですよ。しかし、子ども被災者支援法は、帰ってくる人も帰ってこない人も対等に支援するんだというのが子ども被災者支援法でしょ。これはちゃんと全体で確認してるわけでしょ。

ところが、この帰ってこない人には、何ら手だてはないんですよ。広報紙が来る。広報紙送ってもらったってどうにもなるもんじゃないですよ。いや、片っぽで家賃の支払いをとめられちゃったなんかいうことになったんでは。だから、その辺にね、県内8万人もいるわけですが、この川俣町の避難者に対して、いわゆる町で今つかんでるだけでも、何ぼだ、800何人いるわけだから。

これをどのように支援しようとしているのか、88世帯ですか、215人。これは恐らく控え目な数字だと思ひます。私はもっとももっと多くなると思ひます。これ

に対して、どのような支援をしようとして考えておられるのかについて、質しておきたいと思う。

特にね、町長は、もう支援は終わるべきだというふうな考えのようなんです、川俣町議会はね、川俣町議会となると、川俣町の最高決議機関ですよ。この最高決議機関では、自主避難者に対する支援の問題については、2回にわたって意見書を上げてるんですよ。この意見書はお読みになってますか。その辺の立場からどうするのかっていうことを聞いてるんですよ。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） いわば自主避難者への対応につきましては、今おっしゃられたような町の決議、意見書として、福島県にも昨年二度出されたことは承知をいたしております。先ほど午前中の菅野清一議員の質問のときにもお答えをさせていただきましたが、私の立ち位置としては、やむを得ない部分があるという話は、先ほどさせていただきました。しかしながら、それが全て川俣町としての全ての対応ではないという、菅野議員の質問もたくさんいただいて、その議論の中身の延長線上におきまして、町としては、避難先で孤立しないように、また帰還を考えられた際に、少しでも不安が和らげるようなさまざまな政策、対策、あるいは相談事業などに取り組んでいくと同時に、私としても皆さんの考えを尊重しながら、何とか持続ができることはないのか、そういう要望活動は続けてまいりたい。そのように先ほども答弁をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋道也君） 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あのね、帰還を考えた場合に支援するでしょ。帰還する場合には、引っ越しやなんか手伝いすんの。帰還を考えられない人もいるんですよ。ここにどうするかっていう問題なんです。先ほども言ったでしょう。まだ小さい子どもを連れていった、やっと学校に上がって、子どもも友達も何人もできた。それを引き裂いて戻るとは今できないんですっていう避難者ってたくさんいるんですよ。そういうところに、どのような支援を行うのかと。行政ですから全面的なものなんですよ。だから、さっきも言ったように、東電はいまだに町の賠償金、一銭も払おうとしてない問題、いっぱいあるわけですよ。そういう問題、きちっと取りたてる。これこそ太いパイプを使ってですね、東電から支払ってもらって、そういうものを自主避難者や何かに対する支援に充てるとか何かってことは、行政としては考えられるわけですよ。

だから、そういうことをどのように考えておられるのかということ聞いてるんですが。とにかく、帰ってこい、帰ってこいには、いろいろ言うけども、帰れないんだと言ってる人がいるわけです。この原発事故ってのは、特異な問題なんですよ。幾ら線量下がったから、安心だからっていったって、あなたは安心かもしれないけども、帰ってこれない人にとっては、安心じゃないわけですから。こんな規定ないわけですから。勝手に30キロ圏内とかなんとかって、丸描かって書いてますが、ほんなのは勝手な言い分ですよ。その辺をどう対応するのかを聞きたいんですよ。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 答弁をさせていただきます。

まさに、帰還をなされる場合における引っ越し費用のお手伝いとか、そういった事業は、明白に少しずつ出てまいりました。

じゃあ、帰還をできない人がどのような形でその地域の中で生きていくのか。あるいは、何らかの方法が見つければ、帰還をなされるのか。そういったことについては、私どもの川俣町だけでその全ての対応を賄うことは、状況としては厳しいという認識も持っております。今、県にもその専門のいわばその担当部署もありますし、あるいは避難をさせている都道府県の相談業務を持ってらっしゃる都道府県も数多くありますので、その辺等、もっとさらに連携を深めて、その避難者の現実の状況、考え方、これからのあり方については、その目線に立って、相談業務の中で方向づけを見つけていかざるを得ないのかなというのが、現実の考え方であります。

○議長（高橋道也君） 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 大体この自主避難者に対する対応ってのは、異常な事態でしょ。福島県が一方的に打ち切るって言ってっから、山形あたりからね、何とかこれ助ける方法をとってくれないのかと、自治体からそっちこっちの自治体、受け入れてる自治体が心配して、福島県に言ってきてるってのが、こんなことは、私も長年議員やっていますが、そんなこと初めて聞いてますよ。それに応えられないのが今の県政でしょ。あなた自身も、今まで大幹部としてやってきた県政なんですよ。こんなことでは住民の安心・安全は守れないんで、きちっとした手当てをとってもらいたいと思うわけです。

時間がないんで三つ目に移りますが、この1,000万、1,100万ですよ、4年分で。1,100万円を空き地に捨てるなんかいう行政、あるんですか。いろいろ言いますよ。だから、さっきも遺跡調査だの何だのってこと、私は報告書も見てるんで、聞く必要ないですと。だって、遺跡調査なんていうのは、試掘をして埋め戻せば、それであとはお返しするってのは、当たり前の話なんですから。

それを、顧問弁護士にも指摘されたという、水道管の掘り上げも何もやってない。もちろん水道管の掘り上げは、これは水道課に指示しなければやるわけないですよ。水道課の金でやったんでは、こっち、住民に降りかかってくるわけですから、町当局がちゃんと金を用意して、掘り上げてくれと。これ、掘り上げなければ返せないでしょってのは、弁護士から指摘された内容でしょうが。それだって何にもやってないんですよ。

だから、何もやってないとすれば、新たにこういう予算を上げるのであれば、やってなかった責任は、過失責任は誰がとるんだと。住民にはね、税金ちっと滞納したからって、差し押さえや何か厳しいことをやって、町の金だからって1,100万もぼんぼんと使いもしねえとこさ、つぎ込む。こんな会計あるんですか。これは今までずっと携わってきた担当者の見解を聞きたいと思う。どういう具体的な手だてを打ったのか。

○議長（高橋道也君） 企画財政課長

○企画財政課長（佐藤修一君） ご質問にお答えいたします。

どういった対応をしてきたのかというふうなことでございますが、まず9月議会以降でございますが、9月の29日には地権者との話し合い、こちら主に借地料の支払いに関する打ち合わせをしたところでございます。

また10月20日には、賃借料に対する、こちらも請求等の打ち合わせを行っております。

また、その間、内部でも、遠藤議員ご指摘のとおり、使わない土地はというふうなことございましたが、どのような使い方ができるかというふうな方策も検討しながら、こういった打ち合わせをしております。

また、10月の27日には、試掘についての報告を地権者にしております。生涯学習課のほうから報告がございました、包蔵地であることが確定したことをお伝えしております。

また、この間、役場内部におきましても、11月4日には、試掘調査の報告について、内部で、副町長、総務課長、私企画財政課長、産業課長、建設水道課長、生涯学習課長、集まりまして、報告を受けて、今後の方向性について検討したところでございます。この検討については、どういった方向性を打ち出したらいいかというふうなこと、まだ決定できませんでした。

で、その後、12月につきましては、渡辺弁護士のほうへ、契約の内容等について、新たに契約を結ぶ必要があるかどうか確認いたしまして、それについては、契約は必要ないというふうな回答をいただいております。

で、10月の末、試掘の結果を受けまして、それについて今後どういった方向で包蔵地と確定されたと、まあ、試掘する前には、あるかないかわからないというふうなことで、どういった対応がとれるかというふうなこと、それによって、検討を重ねていこうというふうなことを打ち合わせておりましたが、試掘によりまして、包蔵地であることが確定いたしましたので、その包蔵地について文化財保護審議会への諮問というふうなことで、教育長のほうにお願いいたしたところでございます。

で、教育長が文化財保護審議会の諮問を行いまして、27日、先ほど町長が申し上げましたが、文化財保護審議会から答申を受け、それに基づきまして、地域住民と協力しながら、町がその保全を担っていくべきであるというふうな内容でございましたが、そのような答申を受けまして、今後土地について、どうしていこうかといったやさきに、前古川町長が退職というふうなことになりまして、方向づけができていなかったところでございます。

で、3月1日にこの間の状況を地権者のほうへ話をいたしまして、今後の方針について協議していく必要がございますので、今後ともというふうなことで、お話をいたしまして、3月7日、先ほど町長の答弁にもございましたが、地権者と町長が会いまして、今後の話し合いを進めていきたいと思いますというふうなことで、今までの結果、結果というか報告でございます。

以上でございます。

○議長（高橋道也君） 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あの、全く何にもやってなくて、言葉だけだらだと並べてるだけだときり、聞こえないですよ。もう、結論は出てるんでしょう。あの土地は、何も利用価値は、利用する考えはありませんってことは、議会の場で言ってるんですよ、町長も当時の財政課長も。だったら、今さら検討するの何のって話じゃないでしょう。町が使わないとすれば、地権者にお返しするってのが、当たり前の話だと思うんですよ。それを3年分もまとめて地代を払ってですよ、さらに何もやらないで、また1年分地代を払わせ、提案してくる。これ、黙ってたら、また来年分もそうなるでしょう。

こんなに無駄遣いするほど、川俣町には財政は豊かなんですかと。こんな無駄な使い方すんならば、国民年金だけで暮らしてる人の暮らしは大変なんだから、ここにもっと金をつぎ込んでくれよ。ふざけてんじゃないってほかないですよ、こんなの。これは、そういう点では、財政課長はほれつきり言いようないでしょうが。最終的には、この処分の問題、延期する場合には、責任は誰にあんだつつたら、町長と副町長にありますって言ってるんですからね、議事録で。その後、結局は何もやってこなかったってことですから、それはどういうふう考えてるんですか。

○議長（高橋道也君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） まず、何もやってこなかったというお質しでございましたが、これは先の9月定例会、また12月定例会でご説明をさせていただきましたが、25年の8月に町の方針を変えて、返却するというのを地権者にお伝えしたところではございます。地権者との契約書の中身におきましては、原状回復をもってして返却するということが明記されているところでありますが、この原状回復について地権者との協議が調わず、結果として借りたままの状態であったということがございました。

こちらについては、2回の定例会で再三ご説明してきたところでありますが、地権者との協議に話しがつきまして、これまではできなかったところ、ようやく地権者との話し合いができるような状態になっております。

また、今月7日には、町長にも地権者の方へ会っていただいて、今後について、解決に向けて双方努力していくということが、確認をしたところでございます。

このことから、利用目的のないものは、当然これは返却に向けて検討するということが当然でありますので、先ほど町長答弁申し上げましたとおり、地権者の意向にも配慮しながら、改めて返還に向けた協議を進めていきたいと考えているところでございます。

また、給与の減額のお話でございましたが、こちらにも答弁があったとおり、法令上は、町長の給与の減額については、こちらは要しないというふうに認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（高橋道也君） 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あのね、今初めて聞いた人だったら、今の説明で、ああそうですかってなるんですよ。私のようにずっと過去の経過、全部これ持って人間に言わせれば、また同じこと言って、口先でごまかしてるっていうほかないんですよ。

大体、やることやってないって何で言うかっていうと、町が相談に行って、顧問弁護士に聞いた中で指摘されてるでしょう。返すのであれば、まず水道管を掘り起こしなさい、整地をきなさいと。そうしないと返還できませんよという指摘まで受けてる。それはあなたが言ってることでしょ。そんなこと何もやってないでしょう。

○議会事務局長（大内 彰君） 遠藤議員、残り5分です。

○10番（遠藤宗弘君） あその水道管を掘り起こす努力すらしてないわけですからね。それはちゃんと弁護士に指摘された内容として、議会にも報告してるんじゃないですか、あなた。

それを何にもやらないですよ、今さらまた1年分地代をと。これではね、何もやんねえで眠ってれば、ただ来年度の、また再来年度も地代払って、それで、どうせ町の金だからと、おれたちには痛くもかゆくもねえわという態度とつきり言えないんですよ、こんなのは。もう5年もなるんですからね、このまま置けば。こんなね、ばかげた処理は、あり得ないと思うんですよ。だから、私はこの1年分の地代を提案するのであれば、少なくとも町長、副町長の責任はどうするのか、当たり前の話だと言ってるんです。

○議長（高橋道也君） 町長。

○町長（佐藤金正君） 私が答弁をさせていただきます。

遠藤議員おっしゃられる中身、状況説明、状況報告はいただいてまいりました。ただ、現実に3月1日に私に対する最初の説明があって、地権者に行っていたいで、担当課長に。で、説明を申し上げてきて、そして3月7日、ようやく私と会っていただけたことになりましたので、私どもの考え方としては、返還するという方向づけのもとに、協議をさせていただきますという申し入れもさせていただきました。

ただ、原状回復に対する、その書面上の要望事項が出されてることは、遠藤議員がおっしゃられる中身も見させていただきました。これ、今までこれだけ時間かけてきたがゆえに、なかなか簡単に、はい、来たとはいかないようにも感じております。で、当然のことながら、私どもにも法的なアドバイスをいただける弁護士もいらっしゃいますので、そこと緻密に相談をさせていただきながら返還をし、川俣町の財政負担には影響がないように努めたいという私の考え方のもとに、今進めておりますので。

ただし、これが3月31日までに、確実に整えられるかっていうことに関しては、ちょっと懸念材料もありますので、当初予算の中には、あの金額を入れさせていただいたことでもありますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

これは、誠心誠意、これは町民の税金をお預かりしながら、町民生活の福祉の向上のために、遠藤議員がおっしゃるような形で、生かすことは当たり前のことだと思っておりますので、その対応を今動き出したということのご理解をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋道也君） 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あのね、まあ町長は、当局から報告聞いただけだから、それで、そういうこともわかりません。しかし、我々は、町当局との間では、もう長年にわたってやってるんですよ。3年間まとめた地代を払うなんかいう、ばかげた、こんなことあり得ない話なんですよ。そういうことをやっておきながらですよ、地権者からも要求があり、弁護士もそれはやる必要があるだろうと言われていて、水道管の掘り上げだとか整地をするとかということすら、何にもやってないでしょ。それでね、そういうことに何ら手を打たないでにおいて、また1年分地代がかかりますからと。当たり前でしょ、借りてたら払うのは。

だから、そういう点をね、じゃ、どういう責任をとるんだと。これは、まあ職員の責任は、全部私がとりますと町長は言ったそうですから、それは町長にとってもらう以外にないと思うんですが、これは町民に対して、1,000万、この空き地に捨ててるんですからね。こんなこと黙って町民は認めるわけありませんよ。だから、ちゃんと責任はとってもらいたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

◇

◇

◇

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋道也君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日15日水曜日は、午前10時から本会議を開き、補正予算等の審議を採決いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

（午後4時21分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 高橋道也

同 署名議員 新関善三

同 署名議員 黒沢敏雄